



ドローンセキュリティガイド

<Drone Security Guide>

- 第3版 -

2022年6月

一般社団法人セキュアドローン協議会

改訂履歴

版数	発行日	改訂履歴
第1版	2018年3月18日	初版発行
第2版	2021年4月1日	<p>以下の章の追記ならびに修正。</p> <ul style="list-style-type: none">3. ドローンにおけるセキュリティ対策の要件4. ドローンのセキュリティリスク分析<ul style="list-style-type: none">4.1. ドローンのリスク管理4.2. ドローンのリスクの侵入モデルと被害4.3. ドローンのセキュリティ対策4.4. 悪意あるドローンに対する対策7. 業務運用に関する注意点
第3版	2022年6月14日	<p>以下の章の追記ならびに修正。</p> <ul style="list-style-type: none">5.3. クラウドを使用したドローンの認証例7. リモートIDについて8. ドローン関連サービス、プロトタイプ開発事例9. 業務運用に関する注意点

目次

1.	はじめに	7
1.1.	ドローンセキュリティガイドの策定趣旨	7
2.	ドローンのセキュリティ概要	11
2.1.	ドローンの操縦の乗っ取り	11
2.2.	データの盗み出し	11
2.3.	今後も拡大するドローンのセキュリティ被害	12
2.4.	ドローンセキュリティガイドの概要	12
3.	ドローンにおけるセキュリティ対策要件	13
3.1.	ドローンにおけるセキュリティ対策の要件	13
3.1.1.	機体制御	13
3.1.2.	機体管理	13
3.1.3.	情報処理	13
3.2.	ドローンのセキュリティ対策のステップ	14
3.2.1.	ドローン機体メーカー	14
3.2.2.	ドローンサービス提供事業者	14
3.2.3.	ドローン活用ユーザ	14
4.	ドローンのセキュリティリスク分析	15
4.1.	ドローンのリスク管理	16
4.2.	ドローンのリスクの侵入モデルと被害	17
4.2.1.	ドローンの接続手法	17
4.2.2.	ドローンのリスクの侵入モデルと直接被害	19
4.3.	ドローンのセキュリティ対策	21
4.3.1.	セキュリティソリューション全体計画	21
4.3.1.1.	ドローン機器のセキュリティ	22
4.3.1.2.	通信のセキュリティ	23
4.3.1.3.	PC、タブレット端末、スマートフォンのセキュリティ	24
4.3.1.4.	アプリケーションのセキュリティ	24
4.3.1.5.	クラウドのセキュリティ	25
4.3.2.	フェイルセーフ	26
4.3.3.	運用管理・多重監視	26
4.3.3.1.	運用管理	26

4.3.3.2. 多重監視.....	27
4.4. 悪意あるドローンに対する対策（アンチドローン、カウンタードローン）.....	27
4.5. ドローン固有の情報セキュリティリスク.....	28
4.5.1. 情報セキュリティリスク特性.....	28
4.5.2. 情報セキュリティリスクの特定.....	29
4.6. 資産のリストアップ	30
4.6.1. 事業上の作業フロー分析.....	30
4.6.2. 情報分類	31
4.6.3. 個人保有データのリストアップ	32
4.6.4. 保有機密情報のリストアップ	32
4.6.5. 保有情報資産のリストアップ	33
4.6.6. 資産の管理責任	33
4.7. リスクの事前検証	33
4.7.1. 運用面におけるセキュリティホールの抽出.....	33
4.7.2. ライフサイクルへの影響 分析／調査.....	34
4.8. リスク分析／評価	35
4.8.1. リスク分析.....	35
4.8.2. 事業上起こり得る結果のアセスメント	36
4.8.3. 事業上の起こりやすさのアセスメント	37
4.8.4. 脅威と脆弱性の評価 (数値化)	37
4.8.5. リスクレベルの決定 (数値化)	39
4.8.6. リスク評価.....	40
4.8.7. 分析結果とリスク基準との比較	40
4.8.8. リスク対応の優先順位	41
4.9. ドローンのサイバー攻撃.....	41
4.9.1. 対象となる通信と機器の選定.....	41
4.9.2. リスク分析.....	42
4.9.3. 診断項目	43
4.9.4. 診断結果と対策	44
4.9.5. サイクル	44
5. ドローンの操縦者・管理者／機体の認証.....	45
5.1. 操縦者・管理者の認証（人の認証）	45
5.2. 機体とプロポの認証	45

5.3. クラウドを使用したドローンの認証.....	45
5.4. ドローン操縦者認証のシステム例	46
5.5. 生体認証によるドローンの飛行認証システム例	47
5.6. 自動航行におけるドローンの飛行認証システム例.....	48
6. データセキュリティ	49
6.1. データの管理・保管	49
6.2. 保護の対象となるデータ.....	49
6.2.1. 画像や動画ファイルのデータ保護	49
6.2.2. PCにコピーしたデータの保護.....	50
6.2.3. クラウドにアップロードするデータの保護	50
6.2.4. テレメトリーデータの保護	50
7. リモートIDについて	52
7.1. 米国の Remote ID.....	52
7.2. 日本国内の機体登録制度とリモート ID.....	52
8. ドローン関連サービス、プロトタイプ開発事例	54
8.1. ドローンプロトタイプ開発事例	54
8.1.1. 概要	54
8.1.2. 操作者と端末間・機体と端末の認証.....	54
8.1.3. データセキュリティ	54
8.2. 高可用性ドローン基盤開発事例	55
8.2.1. 概要	55
8.2.2. フライトコントローラの可用性向上.....	55
8.2.3. 飛行範囲設定の二重化.....	56
8.2.4. 通信の冗長化.....	56
8.2.5. 遺失機の検索.....	56
8.3. モビリティの安全な運行管理基盤サービスの実現.....	56
8.3.1. 概要	56
8.3.2. モビリティの安全な運行管理基盤サービス	56
8.4. セキュアなエッジ AI コンピューティング環境の構築に最適なプラットフォーム	57
8.4.1. 概要	57
8.4.2. エッジ AI コンピューティングのメリット	57
8.5. ドローンセキュリティコンサルティングサービス	58
8.5.1. 概要	58

8.5.2. サービス提供内容	58
9. 業務運用に関する注意点	59
9.1. 無人航空機の点検・整備.....	59
9.1.1. 機体の点検・整備の方法.....	59
9.1.2. 点検・整備記録の作成	59
9.2. 無人航空機を飛行させる者の訓練および遵守事項.....	60
9.2.1. 基本的な操縦技量の習得.....	60
9.2.2. 業務を実施するために必要な操縦技量の習得.....	60
9.2.3. 操縦技量の維持	61
9.2.4. 夜間における操縦練習	61
9.2.5. 目視外飛行における操縦練習.....	61
9.2.6. 物件投下のための操縦練習	61
9.2.7. 飛行記録の作成	61
9.2.8. 無人航空機を飛行させる者が遵守しなければならない事項	61
9.3. 安全を確保するために必要な体制	63
9.3.1. 無人航空機を飛行させる際の基本的な体制.....	63
9.3.2. 進入表面等の上空の空域における飛行を行う際の体制	63
9.3.3. 進入表面及び転移表面の下の空域並びに敷地上空の空域における飛行を行う際の体制 ...	64
9.3.4. 地表または水面から 150m以上の高さの空域における飛行を行う際の体制	64
9.3.5. 人または家屋の密集している地域の上空における飛行、地上または水上の人または物件との間に 30mの距離を保てない飛行または催し場所の上空における飛行を行う際の体制	64
9.3.6. 催し場所の上空における飛行を行う際の体制	65
9.3.7. 夜間飛行を行う際の体制	65
9.3.8. 目視外飛行を行う際の体制	65
9.3.9. 危険物の輸送を行う際または物件投下を行う際の体制	66
9.3.10. 非常時の連絡体制	66
10. まとめ.....	68
11. ドローン関連サービス、プロトタイプ開発事例 問い合わせ先	69

1. はじめに

1.1. ドローンセキュリティガイドの策定趣旨

2020年9月に内閣官房より「ドローンに関するセキュリティリスクへの対応について」という資料が提出された。これまで政府がドローンの利活用を推進してきており、Level 4（人口集中地区での目視外飛行）の実現や「ドローンの利活用推進に向けたガイドライン策定への取組」¹という政府のガイドライン（インフラ点検、プラント点検、警備、パブリックセーフティ、災害時など）が整備されてきたこともあり、本格的な社会実装が間近である。

2022年3月には経済産業省より「無人航空機分野 サイバーセキュリティガイドライン」²が公開された。これは、測量や物流、設備点検、警備、災害時の被災状況調査など無人航空機システムの活用分野が広がる中、活用される用途とそれぞれで扱われる情報などの特性を踏まえ、リスク分析を実施した上で情報セキュリティ上の対策がまとめられており、機体メーカーやサービス事業者からユースケースごとの情報資産やセキュリティ要件などの内容も反映されている。セキュリティリスク分析に用いるため、無人航空機システムの汎用的なシステムモデルについても定義されている。

¹ ドローンの利活用推進に向けたガイドライン策定への取組

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kogatamujinki/kanminkyougi_dai14/siryou8.pdf

² 無人航空機分野 サイバーセキュリティガイドライン

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/robot/drone_cybersecurity.html

ドローンセキュリティガイド <Drone Security Guide> 第3版

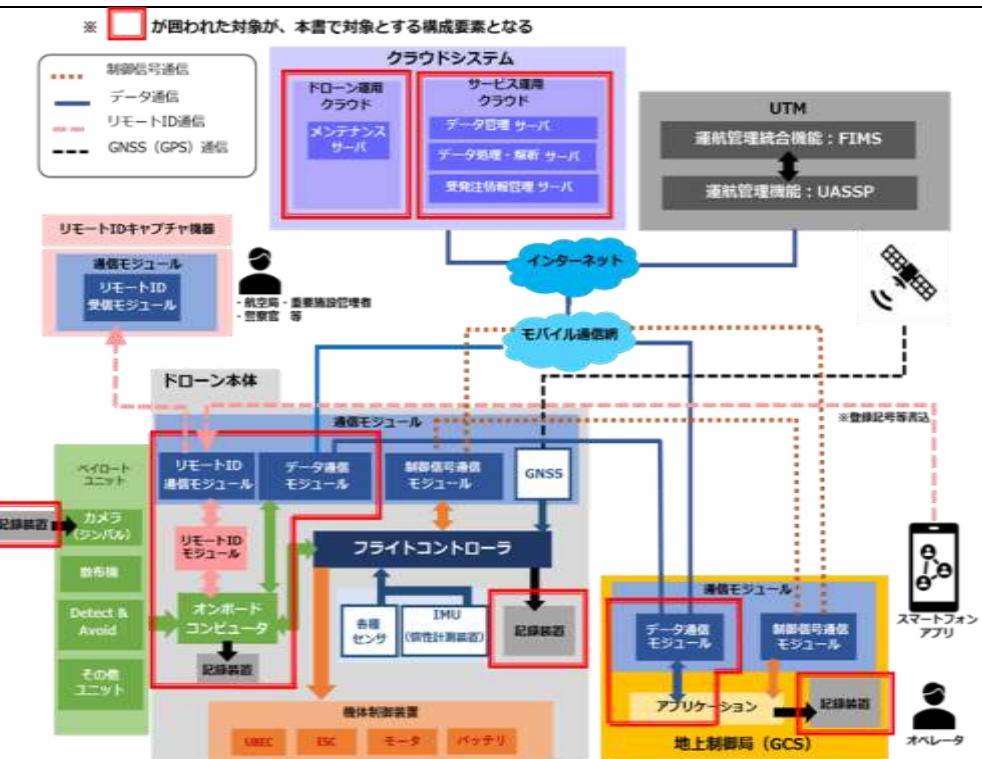


図 1 無人航空機の汎用的なシステムモデル（出典：経済産業省）

2022年6月からは無人航空機の登録が義務化され、3年ごとに更新登録を行う必要があり、登録しなければ飛行することができない。機体への表示が義務され、登録記号を機体に直接記載もしくは貼付する必要があり、機体メーカーはリモートID機器およびアプリケーション³を備えることが義務付けされる。

本格的な社会実装を迎えるにあたり、現状のドローンにおけるセキュリティの脆弱性はさまざまな混乱を引き起こす可能性があり、それにより進んできた利活用の推進がストップしてしまう懸念がある。その点からいえば、ドローンのセキュリティ対策は推進に対し前向きなもので、この壁を乗り越えれば、ドローンの利活用が進んでいくということになる。このセキュリティ対策にむけて、ベースとなる政府の組織は「内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）」⁴におけるサイバーセキュリティ戦略本部である。

³ リモートID機器等及びアプリケーションが備えるべき要件

<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001444589.pdf>

⁴ 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）

<https://www.nisc.go.jp/index.html>

このサイバーセキュリティ戦略本部で「サイバーセキュリティ 2020」⁵が公開され、日本全体のサイバーセキュリティ戦略が提示されている。この中で IoT や自動運転自動車システムなどのセキュリティも検討されているが、それらと同様にドローンソリューションも俎上に載せていかなければならぬということで、その中でドローン（将来的には空だけでなく、陸上、水上、水中なども含んでいくだろう）には自律機体制御や機体管理といった移動体特有のセキュリティリスクもあり、今後定義付けし対策を講じていくことになる。

現在、ドローンは航空法などによる規制もあるため、コンシューマ向け（個人の趣味や娯楽）といった用途よりも、企業や団体による産業用途での活用がメインであるところは、ドローン関連者の多くが認識していることである。ドローンはそのものが目的ではなく、企業や団体にとって、何らかの目的を実現するための手段であるということで、ドローンがその目的に対して価値創造を行っており、その価値に対して、企業や団体は投資しドローンを活用していると言える。

2017年ごろから、点検や測量といった分野で徐々に実証実験を越えて、社会実装がされてきたこともあり、まずはドローンのセキュリティの考え方というものを整理するために「ドローンセキュリティガイド」の策定を行い、2018年3月に本ガイドの第1版を公開した。

セキュリティリスクを考える前に民間企業においては、現在のドローンソリューションがどのような価値創造を行っているかを再検討することが必要であり、その価値創造がベースとなり、セキュリティ対策の優先順位が決まる。セキュリティ対策を行うことで、これまで築き上げてきた価値創造を著しく劣化させるようなことを起こさないという観点が重要となる。

すでに社会実装されているものや実証実験が最終段階を迎えているドローンのソリューションにとって、ドローンシステムのセキュリティ対策はほぼ行われておらず、システムとして脆弱性である。それは現状までは、実証実験などを通じて、ドローンの利活用といったところに視点が置かれてきており、セキュリティ対策は考慮されていなかった。現在もまだドローンのシステム全体を考えると、ユーザビリティなども考えた場合には解消しなければならない課題も多いが、それでも実装が近づくにつれ、悪意ある第三者による攻撃などのセキュリティ対策を行い、企業は関連する法令への順守、事故や事件発生時のブランドイメージへの影響、機密データの漏えいによる悪用などのリスクへの対応が必要となる。

⁵ サイバーセキュリティ 2020

<https://www.nisc.go.jp/active/kihon/pdf/cs2020.pdf>

ドローンの本格的な社会実装にあたり、サイバーセキュリティにおける事件・事故の増大が危惧される。一般社団法人セキュアドローン協議会において、参加各社の先端ドローン技術、セキュリティ技術、IoT 関連技術、エネルギー管理システムといった ICT 関連技術を生かし、ドローンの安心・安全な操作環境とデータ送信環境を確立していくための指標となる本セキュリティガイドの策定を行う。

2. ドローンのセキュリティ概要

産業用ドローンを安全に業務で利用するためには、取得したデータの保護や安全な通信手段の確立など、各種のセキュリティ対策が必要となる。これまでに、どのようなセキュリティにおけるリスクが発生し、事故や被害が起きたのか、その概要を解説する。

2.1. ドローンの操縦の乗っ取り

2017年にラスベガスで開催された DEF CON(ハッキング会議)では、ポケットサイズのマイクロコンピュータを使用して、ワイヤレスキーボードからドローンの制御を乗っ取った事例が紹介されている。このハッキング事例では、ARMベースの組み込みシステムによって Bluetooth 経由でワイヤレスキーボードからの信号を盗聴し、ユーザ ID やパスワードなどの情報を入手する技術を応用して、マイクロコンピュータをドローンのコントローラに接続して、フライトコントローラを乗っ取った。このような事例だけではなく、コントローラとドローンの機体間で利用している Wi-Fi などの通信方式をハッキングすることで、操縦者になりすましてドローンを悪用する危険性もある。

2.2. データの盗み出し

RGB カメラやマルチスペクトルカメラなどで空から撮影した画像データは、貴重な情報資産。そのデータを守る対策も重要だ。ドローンによる空撮や地上のスキャニングデータは、機体内部の不揮発性メモリや Micro SD カードに保存される。その段階で、ドローン本体を何者かに盗まれてしまうと、暗号化されていないデータは容易に漏えいする。

また、ドローンから Wi-Fi などの無線通信でデータを転送する場合にも、第三者に通信を傍受される危険性がある。そして、MicroSD カードから PC などを利用してデータをクラウドサービスにアップロードする場合にも、インターネット経由での安全なデータ転送に配慮しなければ、データをハッキングされる心配がある。

2.3. 今後も拡大するドローンのセキュリティ被害

ここで説明した事例の他にも、産業用ドローンが測量や点検に、精密農業やインフラ監視など、様々な業務に利用されるようになれば、一度のフライトから得られる画像データやスキャニングイメージは、貴重な情報資産となる。その情報資産を安全に守るためには、ドローンのセキュリティ対策が重要になる。本書では、空撮により取得するデータの保護から、運行などに関連する機体の認証など、IoT 機器としてのドローンに関するセキュリティ対策についてのガイドラインを提唱する。

2.4. ドローンセキュリティガイドの概要

本書では、以下の内容について解説する。

- ・ ドローンのセキュリティ対策要件
ドローンのセキュリティ対策を講じる際の要件について解説
- ・ ドローンのセキュリティリスク分析
ドローンにおいて対処すべき情報セキュリティリスクの特性について解説
- ・ ドローンの操縦者・管理者／機体の認証
ドローンを安全に飛行させるための機体や操縦者、管理者などの認証について解説
- ・ データセキュリティ
ドローンで取り扱うデータに関するセキュリティ対策について解説
- ・ 業務運用に関する注意点
ドローンを業務で取り扱う上での各種の注意点について解説
- ・ まとめ
本セキュリティガイドについての総括

3. ドローンにおけるセキュリティ対策要件

3.1. ドローンにおけるセキュリティ対策の要件

3.1.1. 機体制御

ドローン機体本体におけるセキュリティ対策となる。主にドローンに搭載された機器（フライトコントローラー、センサーなど）のセキュリティ、通信のセキュリティ、機体制御のコードや高度な自律処理（衝突回避や SLAM など）のアプリケーションなどが含まれる。本対策は基本的にドローン機体本体を製造するメーカーが担うことになる。

ドローン機体メーカーは、ドローン本体のハードウェアだけではなく、ソフトウェアにおけるセキュリティ機能における実装内容を記したホワイトペーパー（技術文書）を提供する必要がある。

ドローン機体メーカーは、本ガイドラインに記載する 4. ドローンのセキュリティリスク分析を参考にセキュリティ機能を実装し、その対策内容をホワイトペーパー（技術文書）として機体を活用するユーザに提供もしくはウェブなどに公開することを推奨する。

3.1.2. 機体管理

ドローン機体本体の外部機器におけるセキュリティ対策となる。主にプロポの操縦者・機体間の認証などのセキュリティ、地上側のグランドコントロールステーションなどからのコマンド送信のセキュリティ、機体の状態や位置情報などのセキュリティ、目視外飛行におけるグランドコントロールなどのアプリケーションのセキュリティなどが含まれる。本対策も基本的にドローン機体本体を製造するメーカーが担うことになるが、カスタマイズや専用用途化といったことについては、ドローンサービス提供事業者やドローン活用ユーザが行う必要がある。

本ガイドラインに記載する 5. ドローンの操縦者・管理者／機体の認証を参考にセキュリティ機能を実装することを推奨する。

3.1.3. 情報処理

ドローンに搭載された、映像・画像や各種センサーで取得したデータにおけるセキュリティ対策となる。これは、PC やスマートフォンなど今まで対策を講じてきた内容を応用できるケースが多い。例えば、カメラや各種センサーに搭載された SD カード内のデータの暗号化である。ドローン本体が紛失・盗難となった場合でも、データの不正利用を防ぐことができる。また、SIM の上空利用の制限が緩和されることで、データを扱うプロセスが変わってくる。これまでドローン自身がインターネットオフライン（常時インターネット非接続）であり、データをクラウドに送信する場合は SD カードに保存されたデータを PC やスマートフォンで行っていた。SIM の上空利用が可能となることで直接クラウドに各種データを送信することができるため、ドローンで取得する各種デ

ータのセキュリティ対策が必要となる。

本対策は、ドローンサービス提供事業者やドローン活用ユーザが行う必要がある。

本ガイドラインに記載する 6.データセキュリティを参考にセキュリティ機能を実装することを推奨する。

3.2. ドローンのセキュリティ対策のステップ

ドローン機体メーカー、ドローンサービス提供事業者、ドローン活用ユーザは、どのようなセキュリティ対策が必要であるかを示す。

3.2.1. ドローン機体メーカー

(1) 機体制御や機体管理におけるセキュリティ項目を洗い出す

今後、「無人航空機性能評価手順書 Ver.1.0」⁶のセキュリティ対策を含んだ内容が公開される可能性があるためそちらが参考になる。また、dji社が公開する「Security White Paper」⁷が参考となる。

(2) セキュリティ対策実施の優先順位付け

(3) ホワイトペーパー（技術文書）などの作成

3.2.2. ドローンサービス提供事業者

(1) 機体管理や情報処理におけるセキュリティ項目を洗い出す

(2) セキュリティ対策実施の優先順位付け

ドローン活用ユーザとの協議により優先順位を決定する

(3) ホワイトペーパー（技術文書）などの作成

3.2.3. ドローン活用ユーザ

(1) 現状および想定されるドローンソリューションによる価値の算出

(2) 機体制御・機体管理・情報処理におけるセキュリティ項目およびセキュリティリスクを洗い出す

(3) セキュリティ対策のロードマップ策定

⁶ 無人航空機性能評価手順書 Ver.1.0

<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200529004/20200529004-1.pdf>

⁷ Security White Paper

<https://security.dji.com/data/jp/resources/>

- (4) 被るリスクが大きい可能性があるものから優先順位をつけての対策および対策依頼
- (5) 繙続的なセキュリティ対策

4. ドローンのセキュリティリスク分析

ドローンのソリューションを提供する事業者（以下、事業者）は、フライトプランや撮影データといったドローンを活用することで得られる情報、ドローンとサービスを繋ぐ通信網やファームウェアといったインフラストラクチャーを保護することで、情報漏えいを始め、ハッキングによる墜落といった予期せぬ事態・事象を回避することができる。

一方で、完璧な対策を目指そうとするほど、コスト増となってしまい、ドローンを利用して解決したかった課題を達成することが困難になってしまうことも懸念される。

また、ドローンを実証実験から社会実装に進めていく過程では、まずは実際の活用を主眼にその方法が検討されていくため、そこに悪意を持った第三者が入り込むリスクの認識が弱い。ドローン産業自体が黎明期から普及期の途上ということもあり、これまで、悪意を持った第三者の存在によるリスクが十分に考慮されてきたとはいえない。今後、社会実装が進んでいく中で、以下のようなリスク状態を考慮に入れたケースに対応をしていくことが必要である。

表 1：ドローンのリスク分析

ドローンのリスク分析			
	ドローンの状態	人の状態	ケース
1	正しい	正規	通常の活用
2	異常	正規	ドローンのトラブル
3	正しい	悪意ある第三者	ドローンの乗っ取り
4	不正	悪意ある第三者	不正ドローンでの攻撃

2 のドローンのトラブルは、電波、バッテリー、モーター、GPS、各種センサーなどの異常で発生する。そのため、そういう異常が起きないように、二重化をしたり、異常が起きた場合のフェイルセーフへの対応取ったりしながらリスクを最小化していくことが重要だ。しかし、3 のような悪意ある第三者によるドローンの操作乗っ取りに対応しているケースは少なく、現状、比較的容易に乗っ取りが可能になる。

4.1. ドローンのリスク管理

ドローンのリスク管理は、以下の要素に分類される。

1) 法令順守（コンプライアンス）

関連する法令（航空法、道路交通法、民法などの関連法だけでなく、各業種業態に関連する法律）、また直接の法令ではないが、飛行地域の住民説明などが含まれる。

2) トラブルに対するフェイルセーフ

無線障害、GPS エラー、バッテリーエラーなど、ドローンを運用する際にはさまざまなトラブルが想定されるが、その際のフェイルセーフの方法、優先順位などの策定が必要である。

3) 管理者・操縦者/機体の認証

人と機体の認証で、正しい人が正しい機体に紐づけられて使用しているかということだ。例えば、現状ではプロポ（ドローン操縦用のコントローラー）が盗まれた場合などには、その盗んだプロポでドローンが操縦できてしまう。対策としては、スマートフォンなどで使われているような指紋認証のような仕組みをプロポに搭載することなどが必要である。

4) データ保護

前述のように、取得したデータや機体のデータなどの保護が必要となる。これは PC やスマートフォンで培われてきた技術やその管理の応用となり、その技術をドローンにも適用することが必要である。

5) 悪意ある第三者による攻撃

これはドローンを初めとするヴィーサル型ロボット（自動走行車なども含む）に新たに生じている脅威である。特にマルチコプターの場合は空を飛行するということもあり、墜落を生じさせることによる機体の損害だけでなく、対人・対物への損害を及ぼすリスクがある。

6) 運用

リスクを最小化するための準備、確認事項、緊急時の対応など、リスク管理のためには運用も非常に重要な要素となるため、運用におけるルール策定が必要である。

7) 再発防止

トラブルが起こってしまった場合に、再発防止のためのステップが明確に規定されていることが重要だ。特に各種ログデータを初めとして、トラブルが起こった原因を検証することは必須である。

上記にあるようなドローンリスク管理体制を構築していくことが、事業者やユーザにとって重要ななるが、一方で、完璧な対策を目指そうとするほど、コスト増となってしまい、ドローンを利用して解決したかった課題に対し、費用対効果が見合わなくなる。

よって、事業者はリスクベースド・アプローチを取り、リスクアセスメントを実施し、根拠を持った指標による管理策を実施することが望まれる。本書では ISO/IEC 27001:2013 及び ISO/IEC 27002:2013 をベースラインとし、資産のリストアップ、リスクの事前検証、リスク分析／評価を実施することを推奨する。

4.2. ドローンのリスクの侵入モデルと被害

4.2.1. ドローンの接続手法

ドローンのリスクに関して、まずは接続手法の把握が重要である。

これまでには以下のようなドローンからプロポへの通信を通じて、テレメトリーなどの機体状態や取得データの情報がタブレットやスマートフォン、PCに入り、そこからクラウドに接続する手法（接続手法1）か、ドローンからプロポへの通信とドローンとタブレットやスマートフォン、PCへの通信に分かれ、そのタブレットやスマートフォン、PCからテレメトリーなどの機体状態や取得データの情報がクラウドに接続する手法（接続手法2）が中心であった。

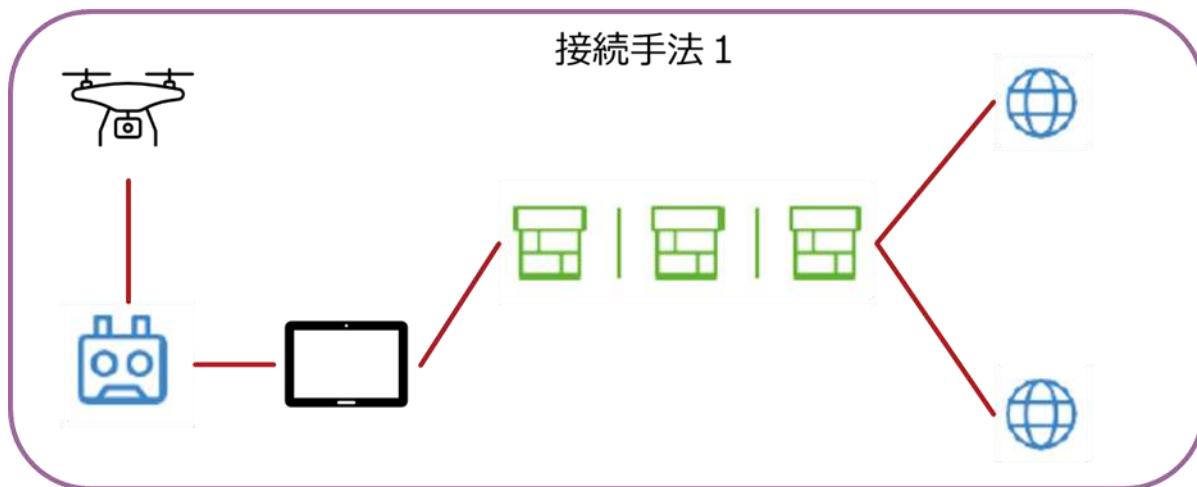


図 2：ドローンの接続手法1

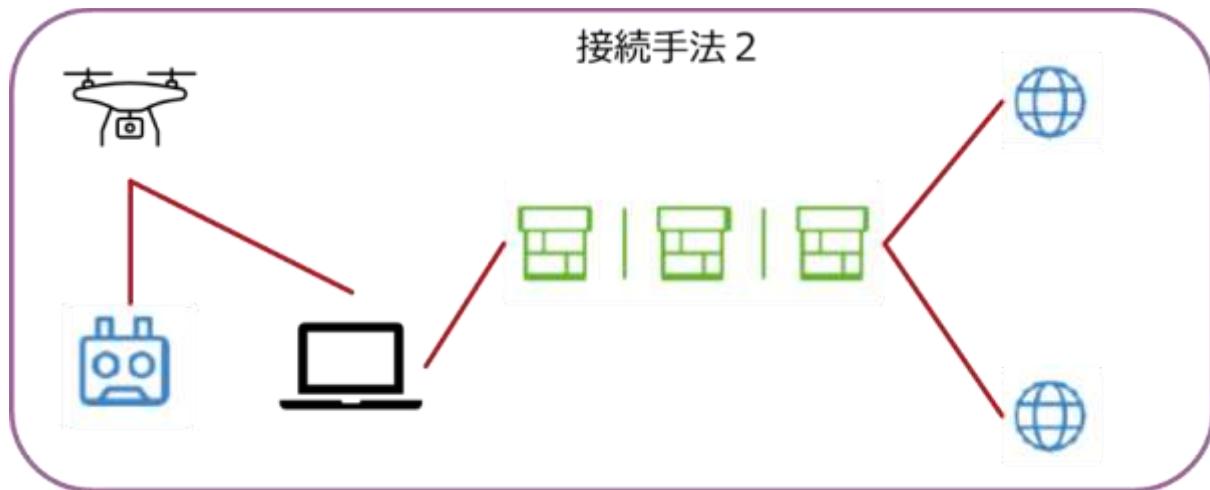


図 3：ドローンの接続手法 2

しかし、SIM などのモバイルネットワークをドローンに搭載可能な流れに応じて、接続手法 1、2 に加えて、直接ドローンからクラウドにテレメトリーなどの機体状態や取得データの情報を送るだけでなく、機体制御のコマンドをクラウドから直接ドローンに送る手法（接続手法 3、接続手法 4）が可能になった。

これはドローンの活用にとって、より幅を広げるかたちにはなっているが、ドローンがインターネットオンラインになるということで、そのリスクは高まっている。

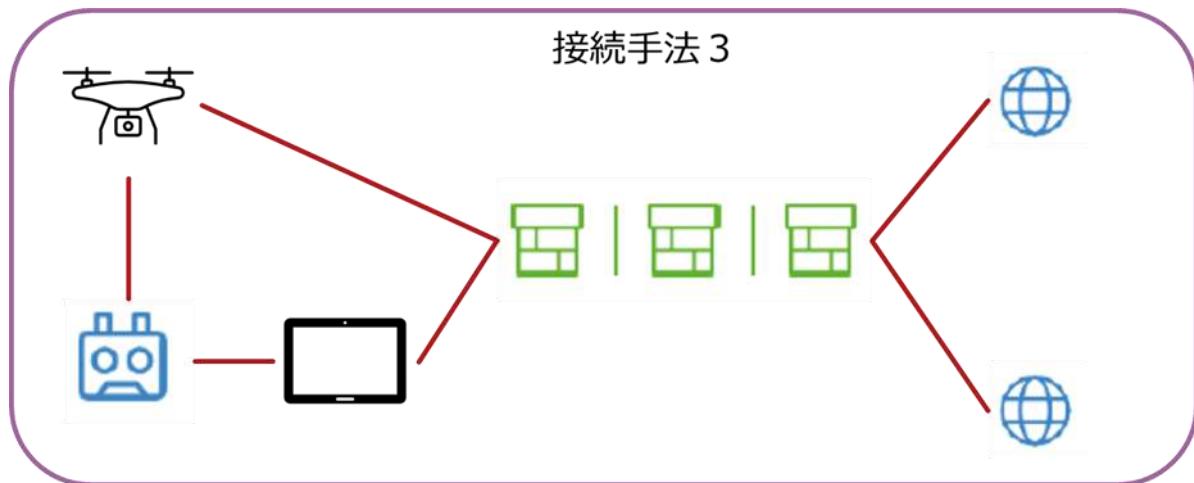


図 4：ドローンの接続手法 3

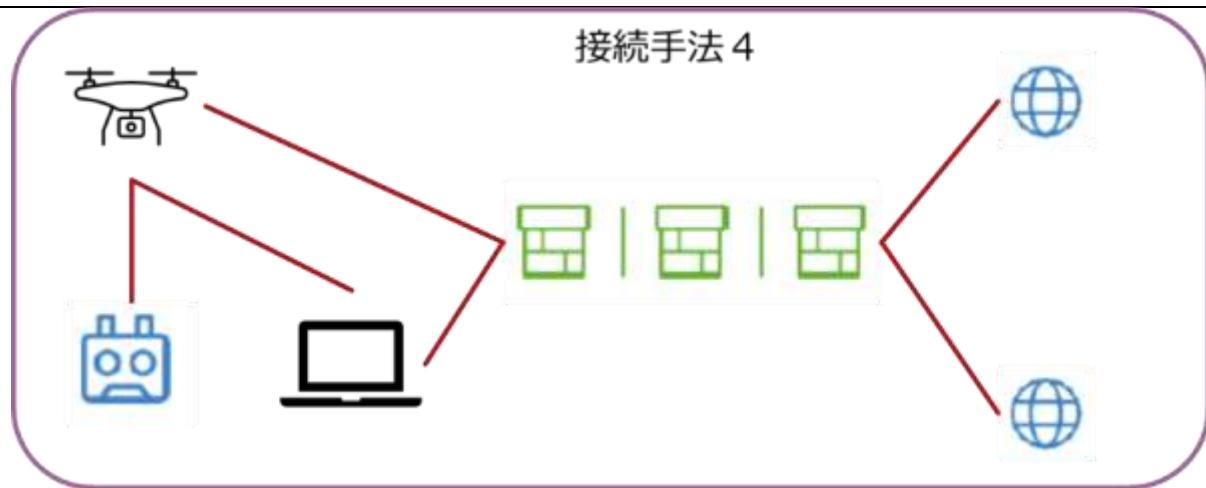


図 5：ドローンの接続手法 4

4.2.2. ドローンのリスクの侵入モデルと直接被害

ドローンのリスクを考えるにおいて、攻撃主体、侵入口、攻撃対象、それに伴う直接被害の把握が重要である。

攻撃主体としては、悪意ある第三者（現場）、悪意ある第三者（遠隔）、悪意ある内部者、不注意な内部者がある。

侵入口としては、無線、プロポ、Ground Control Station (GCS) 制御端末、インターネット、USB メモリ、クラウド・サーバー、正規ログインがある。

攻撃対象としては、Flight Controller (FC)、コンパニオンコンピュータ、プロポ、PC、スマートフォン・タブレット、サーバーがある。

それにより、墜落、航路逸脱、業務中断、情報盗難、搬送物盗難、故障といった直接被害が生じてくる。



図 6：ドローンのリスクの侵入モデルと直接被害

1) 攻撃主体

悪意ある第三者には、現場でのものと遠隔でのものがあり、その攻撃対象を具体的に決めているケースと大雑把に妨害を与えるケースがある。

悪意ある内部者には、正規ログイン、不正ログインのケースがある。また、故意のオペレーターのケースもある。

不注意な内部者が引き起こす内容は、ID 盗用、セキュリティ設定ミス、フェイルセーフ設定ミス、外部・内部ガイドライン違反などがある。

2) 侵入口

無線（プロポー機体間）は現場で発生し、無線ハッキングや無線妨害がある。

プロポは現場で発生し、略奪や接続 ID の略奪がある。

Ground Control Station、機体制御・管理端末は現場でも遠隔で発生し、略奪やウィルスソフトウェア混入・マルウェア混入、遠隔ハッキングがある。

インターネットは現場でも遠隔でも発生し、ドローン本体（FC、コンパニオンコンピュータ、情報取得デバイス）、PC・スマホ・タブレット、サーバー・クラウドでの侵入可能性がある。

USB メモリは現場でも社内などの環境で発生し、ドローン本体、PC・スマホ・タブレット、サーバーでの侵入可能性がある。

クラウド、サーバーは社内などの環境や遠隔で発生し、機体管理、遠隔操作、データ盗難がある。

正規ログインでの侵入は、ID 盗難などに加えて、悪意ある内部者のケースもある。

3) 攻撃方法

攻撃方法としては、略奪（プロポ、PC やタブレット・スマホ、機体（ドローン本体・SD カード）、ID/PW など）やセンサー妨害（IMU、コンパス、気圧計など）、電波妨害（機体—プロポ、機体—テレメトリー端末、機体—クラウド、テレメトリー端末—クラウドなど）、ハッキング（機体（FC、コンパニオンコンピュータ、ペイロード）、PC やタブレット・スマホ、サーバー、クラウドなど）、ウィルス・マルウェア混入（機体（FC、コンパニオンコンピュータ）、PC やタブレット・スマホ、サーバーなど）なりすまし（PC やタブレット・スマホ、サーバー、クラウドなど）がある。

上記に示した直接被害も勿論ではあるが、それに伴う企業や団体のリスクとしては、以下関連する法令の法令順守（コンプライアンス）、ブランドイメージ、機密データの漏えいなどの間接被害も甚大なものになる。

* 関連する法令（航空法、道路交通法、電波法、民法などの関連法だけでなく、各業種業態に関する法律など）

4.3. ドローンのセキュリティ対策

ドローン本体のセキュリティ対策としては、セキュリティソリューション全体計画、フェイルセーフ、運用管理・多重監視がある。

4.3.1. セキュリティソリューション全体計画

セキュリティソリューション全体計画は、ドローン機器（本体・プロポ）、アプリケーション、クラウドに分かれ、以下のような項目がある。



図 7：ドローンのセキュリティソリューション全体計画

4.3.1.1. ドローン機器のセキュリティ

- チップおよびハードウェアのセキュリティ
 - 搭載 CPU などのチップのセキュリティ技術の実装
 - ✓ ドローンのキー、証明書、ID 等の機密情報を格納など。
 - セキュアエンジンおよびキー管理
 - ✓ ドローンのセキュア環境で動作し、ワンタイムプログラム OTP 領域のキーへのアクセスおよび使用が可能
 - 機体独自のシリアルナンバー
 - デバッグチャネルの無効化
- フームウェアのセキュリティ
 - セキュアブート
 - ✓ フームウェアの暗号化と電子署名が実施
 - ✓ ブートローダー、カーネル、セキュアオペレーティングシステム、飛行制御ファームウェア等で構成
 - パーティションの整合性の保護
 - ✓ ハッシュツリー構造によってシステムパーティション全体のデータをマッピング
 - セキュア OS の採用
 - ✓ システムのアクセス制御ポリシーが侵害されないようにプロセスやオペレーション、ファイル等のあらゆるリソースへのアクセスを制御

- セキュアアップデート
 - ✓ マルウェアのドローンへのインストールとその実行を効果的に防止
- 機器のデータセキュリティ
 - ログのエクスポートの暗号化
 - ✓ ドローンに保存されたシステムログにはシステムの実行情報が記録されるため、エクスポートされたシステムログを暗号化することにより、攻撃者がシステムを理解するのが困難になり、セキュリティが向上
 - 機体のパスワード保護
 - ✓ ドローンのメディアデータと機体を、パスワードで保護

*データの種類と詳細

フライトログ（データフラッシュログ）

説明：飛行中のセンサーのデータ情報、飛行操作ログなど

保存場所：機体内部のストレージ

ライブフライトステータス（テレメトリーログ）

説明：機在の高度、緯度および経度、電圧等の飛行中のドローンの環境情報およびリアルタイム情報

保存場所：GCS 内のストレージ（GCS 接続時）

システムログ

説明：システムのバグを発見し、解決するため、ドローンの操作中にシステムログが生成

保存場所：機体内部のストレージ

メディアデータ（オンボード）

説明：ユーザが撮影した写真または動画

保存場所：機体内部のストレージ

メディアデータ（SD カードまたは SSD）

説明：ユーザが撮影した写真または動画

保存場所：SD または SSD

アップデートパッケージ

説明：ドローンシステムのファームウェア

保存場所：機体内部のストレージ

4.3.1.2. 通信のセキュリティ

- 伝送システムのセキュリティ
 - セキュリティ機能を搭載したプロトコルの採用
 - (例) AES アルゴリズムによって制御リンクが暗号化され、ドローンの電源を入れる

たびに真性乱数生成器で暗号用のセッションキーが生成され、毎回独自の暗号化キーを使用

- セキュアキーのネゴシエーションバインド方式 や通信暗号化といった技術により、通信ハイジャックや中間者攻撃、リプレイ攻撃、通信傍受からユーザを効果的に保護
- Wi-Fi 通信のセキュリティ
 - 世界標準の無線 LAN プロトコルが用いられ、これは WPA2 PSK や WPA3 暗号化方式に対応
 - (例) カスタム Wi-Fi プロトコルで、暗号化に物理層保護が追加

4.3.1.3. PC、タブレット端末、スマートフォンのセキュリティ

- PC、タブレット・スマホのセキュリティの対応
 - 認証
 - パスワード
 - PIN
 - バイオメトリックス認証
 - 二段階認証／多要素認証
- セキュリティ更新
- アンチウィルスソフト、マルウェア対策ソフト

4.3.1.4. アプリケーションのセキュリティ

- アプリケーションのセキュア設計・開発
- アプリケーションの脆弱性診断
- アプリケーションの堅牢性
- 1) Android アプリの堅牢性
 - 逆コンパイル対策
 - コードを難読化し、圧縮することにより、攻撃者はコードを逆コンパイルしてデータの処理手順を理解することができなくなる（通信ロジック、暗号化ロジック、機体操作ロジック）
 - 動的ライブラリの暗号化保護
 - アセンブリコードの圧縮および暗号化保護、動的ライブラリの実行可能ファイル（ELF）情報保護、動的ライブラリの暗号化、解読後の動的なコードのクリアランス
 - 動的ランタイムの保護

- ローカルリソースの保護
- 整合性の保護

2) iOS アプリの堅牢性

- コードロジックの難読化
 - アプリ開発プロセスにおいて、冗長なデータ処理手順等を追加
- リバース解析の実行の困難化
 - グローバルポイントを経由して機密データを取得、またはクリティカルメソッドをコール
- 機密コマンド保護
 - 機体と通信する基幹モジュールに対する保護
- ホワイトボックス暗号の適用
 - アプリ（ユーザーセンター、飛行制限、飛行記録等）で使用されるキーおよびログイン認証情報に対する暗号

4.3.1.5. クラウドのセキュリティ

- ユーザアカウントのセキュリティ
 - アカウントセンターのリスク管理システム
 - ✓ 異常なログイン、衝突攻撃、悪意ある登録等、悪意のある行為を検出
 - トラフィックの制限
 - ✓ 大量の悪意あるリクエストを防止するため、ユーザーセンターではトラフィックの制限を行い、悪意ある IP をブラックリストに登録
 - ユーザ情報の暗号化
 - ✓ データベース上の重要なユーザ情報を暗号化し、ネットワークトラフィックを HTTPS で暗号化
- サーバーのセキュリティ
 - ホストのセキュリティ
 - インターネットアプリケーションのセキュリティ
 - ✓ 定期的に徹底的なペネトレーションテストと静的コード脆弱性解析を実施
 - ✓ ドローンに関連するアプリケーションのコードについては、セキュリティ専門家が厳格な監査を実施
 - オペレーションのセキュリティ
 - ✓ クラウドサービスによって推奨されているリソース管理および認証管理のベスト

プラクティスを実施

- ✓ サーバーエンドにおけるオペレーションは、厳格な標準作業手順書（SOP）によつて制限
- クラウドサービスとデータセキュリティ
 - 個人情報の暗号化
 - ✓ 氏名や電子メール、位置情報、飛行記録といった個人情報は、AES 256 CBC などを使用して暗号化
 - 手法
 - ✓ ブラウザとサーバーのデータ通信には TLS1.2／1.3 プロトコルを使用
 - ✓ モバイルアプリとサーバーのデータ通信には TLS1.2／1.3 を使用

4.3.2. フェイルセーフ

フェイルセーフは通常のトラブルによるフェイルセーフは多くのドローンに装備されているが、セキュリティ対策用のフェイルセーフはまだ実装されていないケースが多い。

- 通常のフェイルセーフ
 - 通信：ラジオコントロール（機体－プロポ間）
 - 通信：テレメトリー（機体－GCS 間）
 - GPS Lost (EKF エラー)
 - バッテリー
 - ジオフェンス
- セキュリティ対策用フェイルセーフ
 - 略奪（プロポ、GCS）
 - センサー妨害
 - 乗っ取り
 - 機体異常

このセキュリティ対策用フェイルセーフはより上位レイヤーでの仕組みが必要となる。

4.3.3. 運用管理・多重監視

上記に示したようなセキュリティ対策やフェイルセーフに合わせて、ドローンのセキュリティリスクに対応した運用管理や多重監視の仕組みも重要だ。

4.3.3.1. 運用管理

- ドローンの点検整備

- 点検整備マニュアルの作成
- 点検整備記録の作成
 - ✓ 飛行直前にも不審物が搭載されていないか確認
- PC、タブレット端末、スマートフォンの管理
 - OSバージョン管理
 - アプリケーションのバージョン管理
 - 管理記録
- ドローンオペレーターの訓練・遵守事項
 - 通常の操縦技量に加えて、セキュリティ関連事項の追加
- 体制作り
 - 基本的な体制に加えて、セキュリティ関連事項の追加

4.3.3.2. 多重監視

- 悪意ある内部者、不注意な内部者におけるリスクを軽減するため、多重的な監視体制を構築

4.4. 悪意あるドローンに対する対策（アンチドローン、カウンタードローン）

悪意ある第三者による不正ドローンでの攻撃は、事業者側だけで対策ができず、アンチドローンやカウンタードローン（不正ドローンに対して妨害を行うシステムのこと）といった不正ドローンへの対策が必要である。

攻撃的な悪意のあるドローンへのアプローチは主に3つある。

1. 検出・警報

空域を監視し、侵入してくるドローンの大きさの目安を読み取り、その対応の警戒レベルを発報する。特に小型で機敏なドローンに対してはその認識が難しく課題としては高く、それが可能になるかがポイントである。

2. 識別・分類

ドローンを鳥などの飛行物と区別できること。ドローンが検出されると、そのモデル名までも認識でき、オペレーターの位置も確認できる技術がある。

3. 追跡・無力化

ドローンがそれ以上近づくと危険な場合、無力化の技術でドローンの接近を停止させるか物理的にドローンを妨害する、あるいはソフトウェアに干渉することで方向転換もしくは着陸させることができる

きる。ただし、この無力化はアクティブな電波装置を使用するために GPSなどの電波に干渉するため特に特別な許可が必要になるケースが多い。

上記をすべて提供していない対策システムでは、個々の対策装置を一貫した計画の中で統合する必要が生じる。現在のほとんどの対策装置はこれらの一部のみを提供している場合が多く、うまく配置・計画する必要がある。

アンチドローンの運用に関しては、攻撃から保護する区域の環境や性質、また、攻撃してくる可能性がある潜在的脅威の標的の状況に応じて、24時間365日の対策が必要になる場合もある。また、アンチドローンに関してルールや法律の整備が必要である。

ドローンの社会実装が進んでくる中、こういった民生用ドローンの悪意ある第三者による不正利用に関してのリスクが高まっていることは事実だ。

これまでこういった制度推進を行ってきたドローン関係者が積極的にリスクに対応し、社会実装とリスク低減といったバランスのとれた対策を図りつつ、法整備を進めることが必要である。

4.5. ドローン固有の情報セキュリティリスク

4.5.1. 情報セキュリティリスク特性

2016年7月5日に IoT 推進コンソーシアム IoT セキュリティワーキンググループから「IoT セキュリティガイド」⁸が公表された。国民が安全で安心して暮らせる社会を実現するため必要な取組の検討が目的であり、本書にはドローンセキュリティにも共通する IoT 機器特有の性質を述べている。本項ではそれに倣いドローンにおいて対処すべき情報セキュリティリスクの特性とは何かを定める。

(1) 脅威の影響範囲・影響度合いが大きい

インターネットを介して接続される IoT 機器であればサービス全体へ脅威が波及する可能性が高くなる。ドローンについても移動通信システムや Wi-Fi によりインターネットへの接続が可能であり、データ漏えいも想定される。

(2) ライフサイクルが長い

構築・接続時には適用したセキュリティ対策であっても、時間経過によりセキュリティ対策は危殆化する。長期使用による物理的破損等は修復されていても、ファームウェア等がアップデートされない状態でネットワークに接続され続けることが想定される。

⁸ IoT セキュリティガイド

https://www.soumu.go.jp/main_content/000428393.pdf

(3) 監視が行き届きにくい

自動航行する場合等は多くが人目による監視が行き届きにくく、利用者自身が問題を発見できない場合もある。管理されていないドローンが意図せずネットワークに接続し、マルウェアに感染することも想定される。

(4) 環境や特性の相互理解が不十分

ドローン本体とネットワーク、双方が有する業態の環境や特性が相互間で理解されていない状態でドローン本体がネットワークに接続することによって、所要の安全や性能を満たさない可能性も想定される。

(5) 機能・性能が限られている

センサー等のリソースが限られたドローンでは、暗号等のセキュリティ対策を適用できない場合も想定される。一般にインターネットを経由する接続であれば通信間の暗号強度を維持することが求められる。

(6) 開発者が想定していなかった接続が行われる可能性がある

例えば、これまで外部につながっていなかったシステムとドローンが連携するような場合、設計時には想定されていない負荷や脅威が顕著化することも想定される。

4.5.2. 情報セキュリティリスクの特定

ドローンは多目的に使用される機器であり、農業、配達、空撮と多彩である。それらのユースケースに応じてプラットフォームやネットワーク構成は変化し、潜在的な情報セキュリティリスクも変化すると考える。これらの潜在的な情報セキュリティリスクはユースケースを想定しながら、下記の要点に応じた情報資産のリストアップとリスクの想定を行う必要がある。

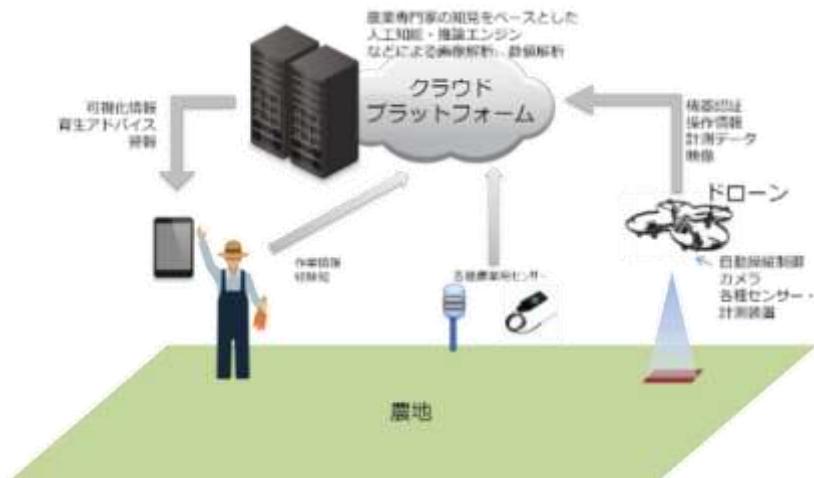


図 8：ドローンのユースケース

(1) 守るべきものを特定する

- 外部からの攻撃や誤動作の影響を第三者に波及させないよう、ドローン及び周辺機器の守るべき機能、画像・動画等のデータ、機器認証情報等を特定する。

(2) つながることによるリスクを想定する

- クローズド・ネットワークがターゲットであっても、インターネットに接続される前提でリスクを想定する。
- 保守作業自体や保守用ツールの悪用によるリスクを想定する。

(3) つながりで波及するリスクを想定する

- セキュリティ上の脅威や機器の故障の影響が、他の機器とつながることにより波及するリスクを想定する。
- 特に、対策のレベルが低い機器やシステムがつながると、影響が波及するリスクが高まることを想定する。

(4) 物理的なリスクを認識する

- 盗難や紛失した機器の不正操作、管理者のいない場所での物理的な攻撃に対するリスクを想定する。
- 廃棄された機器の情報などの読み出しやソフトウェアの書き換え・再販売などのリスクを想定する。

(5) 過去の事例に学ぶ

- パソコン等のICTの過去事例から攻撃事例や対策事例を学ぶ。
- IoTの先行事例から攻撃事例や対策事例を学ぶ。

4.6. 資産のリストアップ[¶]

4.6.1. 事業上の作業フロー分析

事業者は、情報のライフサイクルに関連した資産を特定し、その重要度を文書化する。情報のライフサイクルには、作成、処理、保管、送信、削除及び破棄を含め。これらの文書を専用の目録、若しくは既存の目録に含める。

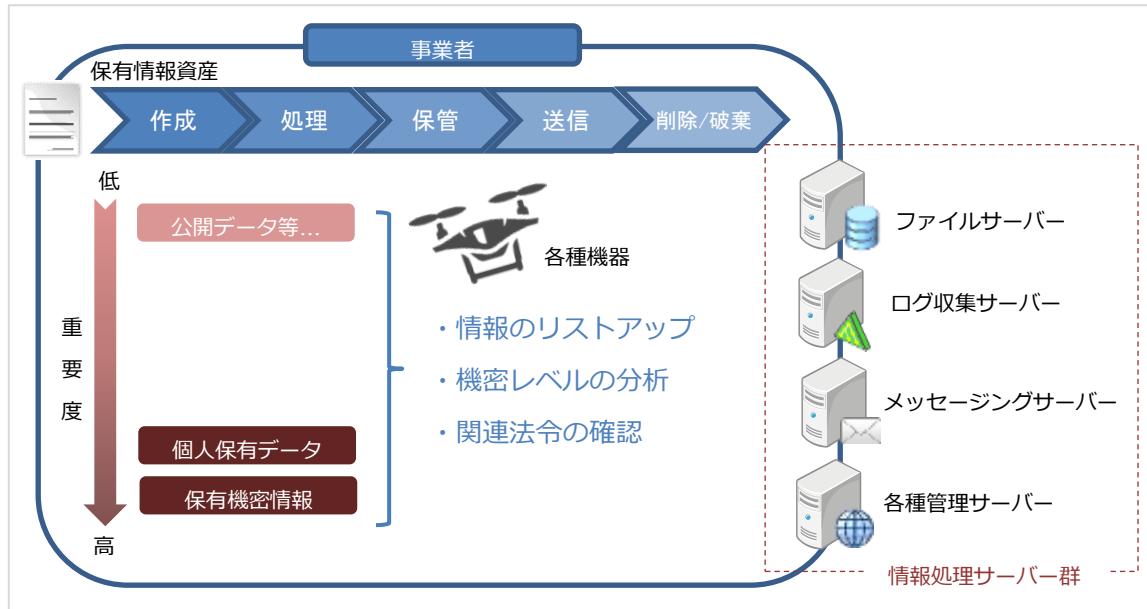


図 9：ドローンを活用する事業における保有情報資産と情報資産

4.6.2. 情報分類

事業者は飛行記録を始めとする各種情報を法的要件事項、価値、重要性、許可されていない開示・変更に対して取扱いに慎重を要する度合いに応じて分類を行う。これらの要求を実現するため、以下の要件を盛り込むこと。

- (1) 情報分類は、事業上の要求及び法的要件事項を考慮すること。
- (2) 情報分類における保護レベルは、対象とする情報についての機密性、完全性、可用性及びその他の特性を分析することによって評価すること。
- (3) 情報分類体系における、それぞれのレベルには、その分類体系を呼称するための、意味をなすような名称を付けることが望ましい。
- (4) 情報分類の結果は、ライフサイクルを通じた、情報の価値、取扱いに慎重を要する度合い及び重要性の変化に応じて、更新すること。
- (5) 分類体系には、分類の規則及びその分類を時間が経つからレビューするための基準を含めること。
- (6) 情報資産の管理責任者は、その情報の分類に対して責任を負うこと。

4.6.3. 個人保有データのリストアップ

事業者はプライバシー及び個人を特定できる情報（PII）の保護は、関連する法令及び規則が適用される場合には、その要求に従って確実にしなければならない。これらの要求を実現するため、以下の要件を盛り込むこと。

- (1) 資産目録に対して、保有する個人データの事項が必要範囲で限定（選定）され、正確、最新に保たれ、一貫性があり、他の目録と整合しているか。
- (2) プライバシー及び PII の保護に関する事業者の方針を確立すること。
- (3) 管理責任を明確にするため、プライバシー担当役員のような責任者を一名以上任命すること。
- (4) 責任者は、管理者、利用者及びサービス提供者に対して、それぞれの責任及び従うことが望ましい特定の手順について、手引を提供すること。
- (5) PII の取扱い、及びプライバシーの原則の認識を確実にすることについての責任は、関連する法令及び規則の準備状況を定めること。
- (6) PII を保護するための適切な技術的及び組織的対策を実施すること。

4.6.4. 保有機密情報のリストアップ

情報資産の取扱いに関する手順は、事業者が採用した情報分類体系に従って策定し、実施しなければならない。情報分類に従って取り扱い、処理し、保管し、伝達するための手段を作成する。

また、関連子会社といった外部組織との情報共有を含む合意には、その情報の情報分類を特定し、その組織における情報分類を解釈するための手順を含める。これらの要求を実現するため、以下の要件を盛り込むこと。

- (1) 各レベルの分類に応じた保護の要求事項に対応するアクセスを制限する。
- (2) 契約者より情報資産が授与された場合、正式な記録を維持する。
- (3) 情報の一時的または恒久的な複製は、情報の原本と同等のレベルで保護する。
- (4) 情報資産が保存されるハードディスクドライブ等の情報記憶媒体は、製造業者の仕様に従って保管する。
- (5) 情報をメディアにバックアップ等をした場合、複製であることを明確に示すため印をつけること。

4.6.5. 保有情報資産のリストアップ

情報のラベル付けに関する適切な一連の手順は、事業者が採用した情報分類体系に従って策定し実施する。本項は「4.6.3 個人保有データのリストアップ」、「4.6.4 保有機密情報のリストアップ」を実施する基本指針であり、個人情報および機密情報を含めた、関連する全ての情報資産のリストアップを目的としている。これらの要求を実現するため、以下の要件を盛り込むこと。

- (1) 情報のラベル付けに関する手順は、物理的形式および電子的形式の情報及び関連する資産に適用すること。
- (2) 媒体の種類に応じて、情報がどのようにアクセスされるかまたは資産がどのように取り扱われるかを考慮して、ラベルを添付する場所及びその添付方法に関する手引を作成すること。
- (3) 作業負荷を減らすために、ラベル付けを省略する場合（例えば、秘密でない情報のラベル付け）を定めること。

4.6.6. 資産の管理責任

情報資産台帳の中で維持される資産は、管理されなければならない。管理責任者はその資産の所有権をもっている必要はないが、資産のライフサイクル全体を管理する責任を与えられた個人またはエンティティである管理責任者を設置する必要がある。

- (1) 資産の管理責任は時機を失せずに割り当てるなどを確実にするためのプロセスを、実施すること。
- (2) 資産が生成された時点、または資産が事業者に移転された時点で、管理責任を割り当られるプロセスとすること。
- (3) 資産の管理責任者が、資産のライフサイクル全体にわたって、その資産を適切に管理することに責任を負うこととすること。

4.7. リスクの事前検証

4.7.1. 運用面におけるセキュリティホールの抽出

事業者は「4.6.1 事業上の作業フロー分析」に提示した、事業を実現するにあたり、利用中のドローン及びシステムの技術的脆弱性に関する情報を速やかに獲得しなければならない。これにより、脆弱性に組織が晒されている状況を常に評価し、それらと関連するリスクに対処することができる。これらの要求を実現するため、以下の要件を盛り込むこと。

- (1) 技術的脆弱性の管理をサポートするために必要となる具体的な情報が管理され、ソフトウェアおよびハードウェアに対して、技術的責任のある組織内の担当者を設置する。
- (2) 潜在していた技術的脆弱性を特定したときは、速やかに処置が行えるよう、技術的脆弱性に対する有効な管理プロセスを規定する。

4.7.2. ライフサイクルへの影響 分析／調査

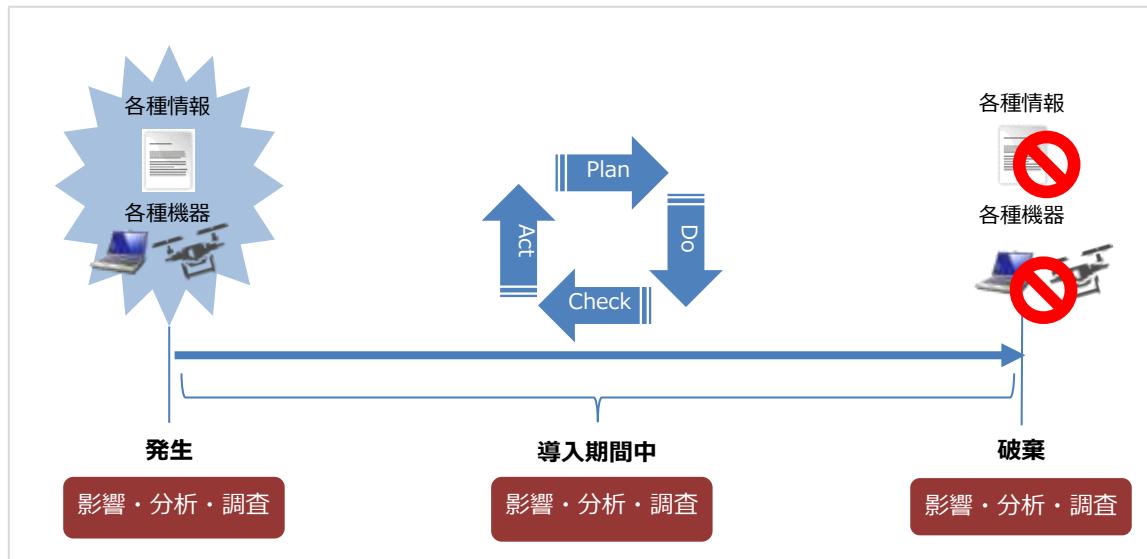


図 10：ライフサイクルの遷移

4.7.2.1. 発生時におけるライフサイクルへの影響 分析／調査

事業者は資産のライフサイクルを特定しなければならない。その重要度は文書化するものとし、情報のライフサイクルには、作成、処理、保管、送信、削除及び破棄を含めた、専用の目録または既存の目録として維持していることが求められる。これらの要求を実現するため、以下の要件を盛り込むこと。

- (1) 資産目録は、正確で、最新に保たれ、一貫性があり、他の目録と整合されること。
- (2) 情報資産について、管理責任者を割り当て、適切に分類すること。

4.7.2.2. 導入時におけるライフサイクルへの影響 分析／調査

事業者は、所有する資産に対して、法的要件事項、価値、重要性、及び許可されていない開示または変更に対して取扱いに慎重を要する度合いの観点から、分類を行うことを求められる。これらの要求を実現するため、以下の要件を盛り込むこと。

- (1) 情報の分類及び関連する保護管理策では、情報を共有または制限する、事業の要求及び法的要件事項を考慮すること。
- (2) 情報以外の資産も、その資産に保管される情報、処理される情報、または他の形で取り扱われる若しくは保護される情報の分類に従って分類すること。

4.7.2.3. 廃棄時におけるライフサイクルへの影響 分析／調査

資産の管理責任者が資産を削除または破壊する場合でも、情報資産は適切に扱われ、トレーサビリティが継続していかなければならない。これらの要求を実現するため、以下の要件を盛り込むこと。

- (1) 許可されていない者に秘密情報が漏えいするリスクを最小化するために、媒体のセキュリティを保った処分のための正式な手順を定めること。
- (2) 秘密情報を格納した媒体の、セキュリティを保った処分の手順は、その情報の取扱いに慎重を要する度合いに応じたものとすること。
- (3) 処分のために媒体を集める場合、取扱いに慎重を要する情報ではない情報でも、その量が集まると、取扱いに慎重を要する情報に代わる場合があり、集積する影響に配慮すること。
- (4) 取扱に慎重を要するデータを含んだ装置が損傷した場合には、修理または廃棄に出すよりも物理的に破棄するほうが望ましいか否かの決定プロセスを定めること。

4.8. リスク分析／評価

4.8.1. リスク分析

ここでは「4.7 リスクの事前検証」により特定された情報セキュリティリスクを分析する。分析方法は一般的には最初に定性的な分析を採用し、リスクレベルの一般的兆候を得て重要なリスクをリストアップする。重大リスクについては、より具体的な分析、定量的（根拠ある）分析を実施しなければならない。

- (1) 「4.7 リスクの事前検証」で特定されたリスクが実際に生じた場合に起こり得る結果につ

- いてアセスメントを行うこと。
- (2) 「4.7 リスクの事前検証」で特定されたリスクの現実的な起こりやすさについてリスクアセスメントを行うこと。リスクアセスメントは情報資産にとって「発生しては困る事象（脅威）」と「固有の弱点（脆弱性）」を特定することから始める。
- (3) 「資産価値」、「脅威」、「脆弱性」によりリスクレベルを決定すること。

4.8.2. 事業上起こり得る結果のアセスメント

資産目録に基づき、事業上の脅威、機密性（C）完全性（I）可用性（A）が損なわれた場合の事業継続影響度（損害）を評価する。主要な事業上の脅威・損害の評価は、保有する情報資産（顧客データやサービス提供の詳細）と組織をよく理解している情報の管理責任者によって行われなければならない。また、事業上の損害を判定する際に組織独自の判断基準を CIA それぞれの観点において明確にしなければならない。

この評価作業は、外部の専門家に支援を依頼し実施した方が客觀性や効率性の確保の面から良い場合がある。下表に影響度の判断基準の例を示す。

表 2：機密性の評価基準例

資産価値	クラス	説明
1	公開	内容が漏えいした場合でも、ビジネスへの影響はほとんど無い
2	社外秘	内容が漏えいした場合、ビジネスへの影響は少ない
3	秘密	内容が漏えいした場合、ビジネスへの影響は大きい
4	極秘	内容が漏えいした場合、ビジネスへの影響は深刻かつ重大である

表 3：影響度の評価基準例

価値評価	影響度	金銭・機会損失	金銭・機会損失	信用
		(短期)	(中長期)	・ブランド損失
1	非常に小さい	当期経営にはほとんど影響はない	中長期的な経営には影響はない	ほとんど影響がない
2	小さい	当期経営に軽微な影響 (当期利益の 1%以下を及ぼす)	中長期的な経営には影響はない	限定された人に対して悪い風評が及ぶ
3	中程度	当期経営に影響 (当期利益の 3%以下) を及ぼす	中長期的な経営にはほとんど影響はない	多くの人に対して悪い風評が及ぶ
4	大きい	当期経営に重大な影響 (当期利益の 10%未満) を及ぼす	2 年程度の経営に影響が及ぶ	限定された人に長期的に悪いイメージが残る
5	非常に大きい	当期経営に極めて重大な影響 (当期利益の 10%以上) を及ぼす	3 年以上の経営に影響が及ぶ	多くの人に対し長期的に悪いイメージが残る

※ 例示では、評価レベルを 5 段階とし、3 つの視点から総合的に評価することを想定し、利益と信用を価値評価の中心としている。評価の視点は組織の重要な利害関係者（ステークホルダ）の利益に関連する視点にあわせるとよい。

4.8.3. 事業上の起こりやすさのアセスメント

保有する情報資産に対し事業上起こり得るセキュリティ障害等、現実的に発生する可能性を評価するために、認識されている脅威および脆弱性を評価する。脅威と脆弱性の評価は個別に行っても組み合わせて評価しても構わない。その際に資産に影響を及ぼす脅威や連動して起こりうる脅威などを事前に検証し、現在実施されている管理策から脆弱性を考慮する必要がある。

4.8.4. 脅威と脆弱性の評価（数値化）

■ 脅威の評価

脅威の評価は、脅威の識別と同様にドローンを活用した事業と関連する他部門と協力して整理を行う。作成した脅威一覧に基づき、事業上の経験や過去に収集した統計的なデータに基づいて検討する。評価にどの程度の正確性を要求するか検討が必要となるが、一般的なインターネットを活用する事業を想定した、分類基準を下記に例示する。

表 4：脅威の分類基準例（1）

資産価値	区分	説明
1	低い	発生する可能性は低い。発生頻度は1年に1回あるかないかである。
2	中程度	発生する可能性は中程度である。発生頻度は半年以内に1回あるかないかである。
3	高い	発生する可能性は高い。発生頻度は1ヶ月に1回である。

表 5：脅威の分類基準例（2）

レベル	意図的（計画的）脅威	偶発的脅威	環境的脅威
1	実施による利益はない	通常では発生しない	3年以内に一度も発生しない
2	実施による利益はあまりない	特定の状況下での発生が考えられる	3年に一度程度発生する
3	実施による利益は多少ある	専門能力のあるものの不注意で発生する	1年に一度程度発生する
4	実施による利益がある	一般者の不注意で発生する	1ヶ月に一度程度発生する
5	発生が具体的に予想される	通常の状態で発生する	1ヶ月に一度以上発生する

■ 脆弱性の評価

脆弱性の評価は、該当資産の現在の実施対策を考慮したうえで、弱点を評価する。十分な管理策が実施されている場合は脆弱性が少なくなるが、管理策を実施してなく弱点が顕わである場合の脆弱性は高いと判断される。一般的なインターネットを活用する事業を想定した、分類基準を下記に例示する。

表 6：脆弱性の分類基準例

レベル	意図的(計画的)脅威に対する脆弱性	偶発的脅威に対する脆弱性	環境的脅威に対する脆弱性
1	最高程度の対策を実施済み	最高程度の対策を実施済み	最高程度の対策を実施済み
2	高度な専門知識や設備を持つ者によって可能な状況	通常の利用状況ではほとんどリスクが顕著化する恐れがない状況	通常の利用環境ではほとんどリスクが顕在化する恐れがない状況
3	専門能力を持つものによって可能な状況	専門能力がある者の不注意によりリスクが顕著化する恐れがある状況	専門能力がある者の不注意によりリスクが顕在化する恐れがある状況
4	一般者が調査を実施すれば可能な状況	一般者の不注意によりリスクが顕在化する恐れがある状況	一般者の不注意によりリスクが顕在化する恐れがある状況
5	一般者が普通に実施可能な状況	特段の対策を実施しておらず、いつリスクが顕著化してもおかしくない状況	特段の対策を実施しておらず、いつリスクが顕在化してもおかしくない状況

自らの組織において、もっとも適切な評価方法を確立することが重要である。評価方法の確立、評価実施にあたっては、外部支援の協力が有効となる場合がある。

4.8.5. リスクレベルの決定（数値化）

リスクレベルは、前の作業で明確になった「資産の価値」、「脅威の大きさ」、「脆弱性の度合い」を用いて、簡易的に次の様な計算式で算出する。

$$\text{リスクレベル} = \text{「資産の価値」} \times \text{「脅威」} \times \text{「脆弱性」}$$

表 7：リスクレベル早見表例

資産の価値	脅威								
	1			2			3		
	脆弱性								
1	1	2	3	1	2	3	1	2	3
2	2	4	6	4	8	12	6	12	18
3	3	6	9	6	12	18	9	18	27
4	4	8	13	12	16	24	12	24	36

資産単位のリスクレベルについて、資産目録に合わせた算出・管理を行うことが迅速な判断ができる、効率的である。算出方法において外部専門家による第三者評価を受けることが有効といえる。

4.8.6. リスク評価

次によって情報セキュリティリスクを評価する。

- (1) リスク分析の結果とリスク基準とを比較すること。
- (2) リスク対応のために、分析したリスクの優先順位付けを行うこと。

4.8.7. 分析結果とリスク基準との比較

前項で分析し決定したリスクレベルについて、リスク基準と比較して評価する。リスク基準は経営陣が受容可能なリスクの水準として採取的に承認することになるものである。例えばリスク基準で受容可能レベルを「9」未満と決めた場合、リスク対応が必要となる情報資産と脆弱性の観点から以下の通りになる。

表 8：リスク受容一覧の例

資産の価値	脅威								
	1			2			3		
	脆弱性								
資産の価値	1	2	3	1	2	3	1	2	3
1	1	2	3	2	4	6	3	6	A
2	2	4	6	4	8	12	6	12	I
3	3	6	9	6	12	18	9	18	27
4	4	8	13	12	16	24	12	24	C
									36

このリスク受容一覧はあくまでリスク評価実施時のリスク環境を表すものであって、残留リスクについては管理検討が必要となる。資産の価値や脅威、脆弱性などの環境に変化が生じた場合は、適宜リスクレベルの見直しを実施し、リスク対応（受容、低減、共有、回避）判断を行い、管理策を決定しなければならない。

4.8.8. リスク対応の優先順位

リスクについては、リスク対応のための優先順位付けを行う。順位については一般にはリスクレベルの高いものから検討を行うが、対象とする情報資産を保有する組織およびリスク所有者の判断で行うものとする。また契約、法令および規制の要求事項が決定されたリスクに加えて考慮すべき要素となる。

4.9. ドローンのサイバー攻撃

2017年10月3日に総務省から「IoTセキュリティ総合対策」⁹が公表され、その中でIoTデバイスに分類される機器においては脆弱性の検査を実施することが強く推奨されている。

既存のWebアプリケーションやプラットフォームだけではなく、IoTの普及により機器を繋ぐ通信経路が飛躍的に増加しており、またIoTの特性から該当の機器が物理的にオープンな環境に配置されることも想定される。機器を介した不正アクセスは依然として存在するため、セキュリティにおいて脆弱な機器を使用することはリスク要因となり得る。

ドローンにおいてもその条件は大きく違わず、本体、送信機(専用端末、スマートフォンアプリ)などにおいて脆弱性が存在する場合にはインシデントに直結することが想定される。そのような脆弱性の有無を診断(検査)することはインシデントに対するリスクを大幅に軽減するためには有効だと考えられる。本節ではドローンを中心とした脆弱性診断の概要を記載する。

4.9.1. 対象となる通信と機器の選定

ドローンを中心として構成されるサービスを「機器」、「通信」、「クラウド」に分類し、脆弱性診断の対象を選定する。

(1) 機器

ドローン本体を始めとし、スマートフォン(アプリを含む)や、プロポ(ドローンを操縦する際に欠かせない送信機やコントローラの意)などのコントローラを診断対象とする。

(2) 通信

機器間、またはクラウドとのデータ送受信を行うための経路が診断対象となる。

(3) クラウド

バックエンドサービス(データ収集、機器管理など)が存在する場合には、それを構成するWebアプリケーションやプラットフォームに対しても診断を行うことが望ましい。

⁹ IoTセキュリティ総合対策

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu03_02000126.html

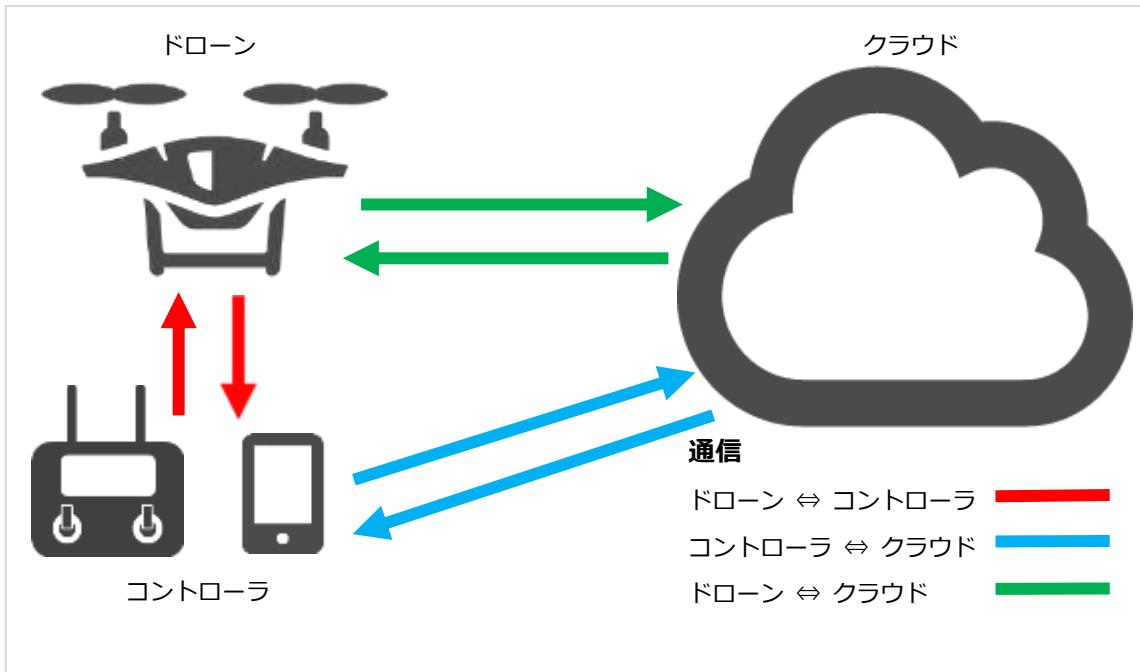


図 11：ドローンを利用したサービスの構築例

4.9.2. リスク分析

ドローンに限らず、IoT や M2M のような概念を持つサービスに対しては、汎用的な診断項目も存在するが、構成要素や対象製品におけるリスクは異なるため、攻撃シナリオを基にリスク分析を行う必要がある。

リスク分析によって脆弱性診断の目的を明確化し、危険度の高い脆弱性や影響範囲の広い脆弱性を早期に発見することが重要である。本項ではドローンにおけるリスクを 2 つのシナリオから分析する。

4.9.2.1. シナリオ 1：制御権限の奪取

本来、操縦をするための制御権限は、ドローン本体と認証を済ませた操縦機器(スマートフォンも含む)であるべきだが、その制御権限を奪取されてしまうという事象は既存の機器において確認されている。

所有者側からすると盗難という 1 つの面しか被害がないように見受けられるが、下記のようなシナリオも想定される。

- 飛行禁止エリアへの侵入

- 撮影禁止エリアでの撮影行為

- 運搬を目的としている場合、運搬中の「物」や「情報」ごと奪取される

このように「乗っ取り」と呼ばれるような行為が成立した場合には、複合的に被害が拡大していく可能性もあり、その規模が大きくなればなるほど重大なインシデントを招く可能性がある。

また、権限を奪取されなくとも「操作不能」とすることが目的であることも想定に含む必要がある。

4.9.2.2. シナリオ 2：データ改ざん

「自動操縦」や「データ収集」を目的としたサービスにおいてデータ改ざんは非常にリスクの高い脆弱性と考えられる。「自動操縦」においては制御権限の奪取と同様の被害が想定されるが、「データ収集」を目的としたサービスにおいてデータ改ざんが行われた場合には連動したシステムにおいても影響を及ぼすことが想定される。

例として、特定エリアにおいて気候や交通量などのデータをドローンが収集し、そのデータを基に各管理機器が各自の振る舞いを持つような仕組みが存在した場合に、そのデータ自体が不正なものであれば管理機器においても期待をした動作は行わないことが想定される。それに加え、重要インフラなどの領域において利用されている場合には、より深刻な被害をもたらす可能性も存在する。

4.9.3. 診断項目

構成される機器、通信に対して診断ツールなどを用いて網羅的に実施する。併せてリスク分析によって、より重要だと判断された対象については、手動診断などによる厳密な診断を実施する。下記に対象別の標準的な診断項目を示す。

(1) 機器

- ・ 各種プロトコルに対してアクセスを試みて、適切なエラーハンドリングやアクセス制御の不備の有無を確認する
- ・ 認証メカニズムやパスワードポリシーを調査
- ・ ファームウェアに対する診断

(2) 通信

- ・ 通信内容が暗号化の有無、またその強度を調査
- ・ 中間者攻撃への耐性

(3) クラウド

バックエンドサービスが存在する場合には該当のシステム・環境に対してWebアプリケーション診断やプラットフォーム(NW)診断などを実施することを推奨。その際に(1)、(2)で実施した機器側の診断結果を加味し、サービス全体を意識した診断を実施すること。

4.9.4. 診断結果と対策

診断によって発見された脆弱性においては改修を実施すること。特に、危険度が高い検出事項が存在した場合には速やかに改修を実施する。また危険が低い検出事項でもリスク受容が可能なレベルまでの保険的対策や、運用方針を定めること。

また、対策を講じた後には再度、診断ベンダーなどの手によって、改修が正しく実装され発見時のリスクが存在しないことを確認すること。

4.9.5. サイクル

新たな脆弱性が発見されることから、定期的(年1度程度)な診断実施をする。また、リスク分析において、過去の診断時とは違う観点での懸念が発生した場合にも同様に診断を実施することを推奨する。

大規模な機能追加／改修等を行う場合にも脆弱性が混入する可能性があり、そのような点における対策として、開発・運用スケジュールにおいても脆弱性診断を組み込むことでリリース時には診断がすでに完了しているといったケースも増加している。

5. ドローンの操縦者・管理者／機体の認証

5.1. 操縦者・管理者の認証（人の認証）

ドローン本体の飛行・操縦にあたっては、プロポなどを使用するが、操縦者・管理者（人）を認証するための仕組みが存在しない。所有者や認証された人のみが使用できる仕組みを実装することにより、操縦者・管理者のなりすまし防止などの対策を行うことができる。さらに、ドローンの業務活用にあたっては、操縦者・管理者を認証する仕組みとして、スマートフォンやPCで実装されているID/パスワードでの認証技術の実装に加え、より強度の高い、生体認証や電子証明書などを利用したセキュアな認証技術の実装が必要である。

5.2. 機体とプロポの認証

ドローン本体とプロポ間の通信は、基本的にWi-Fiで通信されており、SSIDとパスワードのみで接続されている。ドローン利用にあたっては、工場出荷時のSSID、パスワードが利用されているケースが多く見受けられる。これは、Wi-FiルータやWebカメラ、監視カメラで課題となっているケースと同様で、デフォルトの設定で利用することは、セキュリティリスクが高いと言えるため、最低限、設定を変更して使用することが望ましい。また、ドローン本体とプロポもしくはPC、スマートフォン間の通信には暗号強度の低い技術が使用されているため、セッションハイジャック（乗っ取り）の危険性がある。操縦者・管理者（人）の認証同様、ドローン本体とプロポ間の認証には、生体認証や電子証明書などを利用したセキュアな認証技術の実装が必要である。



図 12：機体とプロポの認証

5.3. クラウドを使用したドローンの認証

ドローンの管理をAWSなどのクラウドサービスを用いて管理する場合、ユーザ-クラウド間、クラウド-ドローン間の認証を考える必要がある。クラウドで管理をする場合、不特定多数のユー

ザやドローンが管理しているクラウドに対してアクセス対象となるため、セキュリティリスクとしては下記が考えられる。

- ・ 悪意ある第三者にドローンの制御権を与えてしまう乗っ取り
- ・ 意図しないドローンに機密情報を与えてしまう
- ・ クラウド内に格納している機密データを盗まれる

上記のようなリスクを防ぐためには、アクセス要求者が意図したユーザであるか、通信を行うドローンが適切かどうかを認証する必要がある。

この認証方法の1つとして、クライアント証明書など証明書を用いた認証方式がある。この方式を採用した際には証明書を含めたドローンの管理や、証明書とペアの秘密鍵が盗まれてしまった場合の対策(証明書の失効、失効後の再発行)も考慮する必要がある。

5.4. ドローン操縦者認証のシステム例

ドローン操縦者の個人認証と飛行情報を可視化する認証システムの一例として、自動車を運転するドライバーズ認証の応用がある。ドライバーズ認証では、ドライバー本人を特定したうえで、自動車の車載コンピューター（ECU）から得られる運転中の情報をログとして記録する。そしてドライバーの運転傾向を時系列で正確に可視化することで、安全な運転走行やクルマと社会の抱える多様な課題解決に役立てる。同認証システムでは、ドライバー個人の生体認証を行った後に、乗車した車のエンジンがかけられる。ドローンの場合には、操縦者を生体認証することで、プロポから信号を送信できるようにする、といった対応が考えられる。

また、ドライバーズ認証では、目的地までそのドライバーがハンドルを握っていたことを証明する。あわせてドライバーの運転傾向もリアルタイムにクラウドへアップする。記録されたログは、ビッグデータとして集積され、安全運転の支援や危険運転防止、盗難予防、カーシェアリングの効率的運用など、さまざまな用途に役立てられる。同様の仕組みをドローンの飛行ログに応用することにより、リアルタイムにフライト経路の記録ができる。

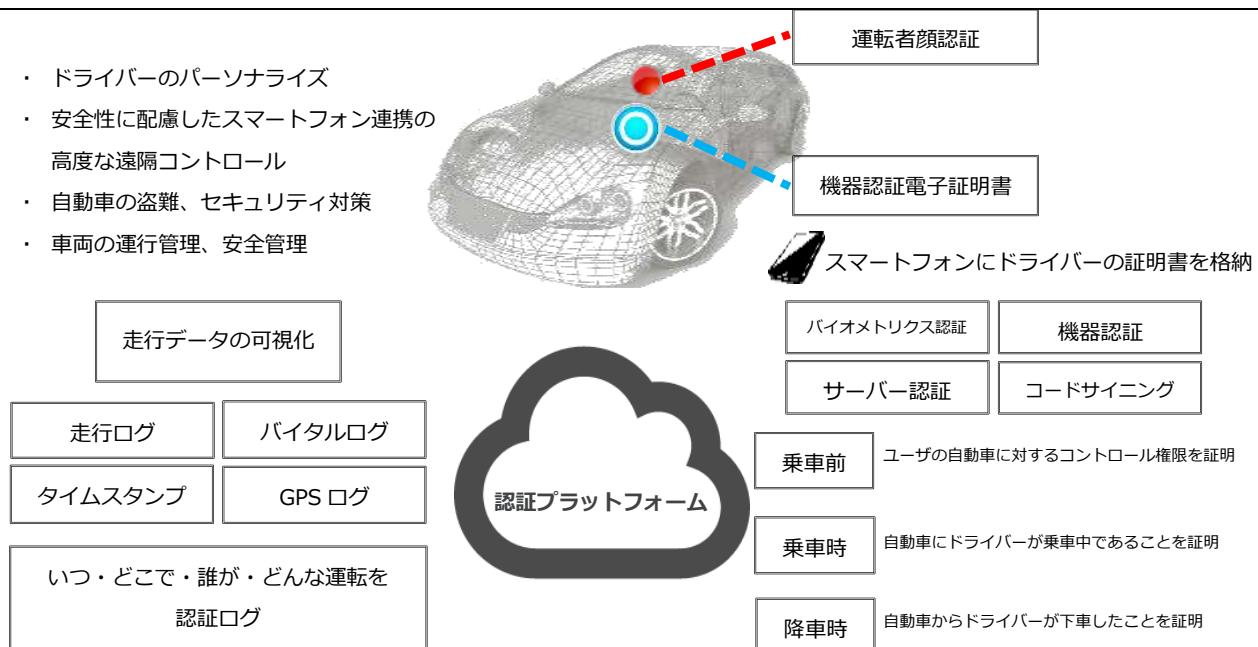


図 13：ドローン操縦者認証のシステム例

5.5. 生体認証によるドローンの飛行認証システム例

ドライバーズ認証の例をドローンに応用すると、次のような飛行認証システムが実現できる。まず、プロポで「指紋認証」を行い、操縦者が登録されているオーナーであるかを認証し、承認されるとドローンが始動できる。さらに、顔認証を組み合わせることで、操縦中のオーナーの操作権限とドローンの端末識別用の電子証明書で認証され、「誰が」「どのドローンを操作しているか」を証明した後に、飛行を開始できる。

そして飛行時には、常時顔認証が行われ、操縦者が本人であることを認証する。「いつ」「どこからどこまで」「何時から何時まで」「どこを」「どのように」飛行したのかを、GPSの位置情報やプロポの操作ログ、時刻情報などで記録する。さらに要件によっては、操縦者の健康状態をモニタリングするモジュール、Healthcareのバイタルセンサを組み合わせて、飛行操作中の体調の変化なども記録できる。

収集されたデータは SSL により暗号化された状態でリアルタイムにクラウド上のサーバーへアップし、個々の操縦者の飛行傾向や事故リスクなどの分析に役立てる。操縦者の個人情報は、端末認証サービスや公開鍵基盤 (PKI) に SSL サーバー証明書などを組み合わせて、最高レベルのセキュリティ技術で強固に保護できる。

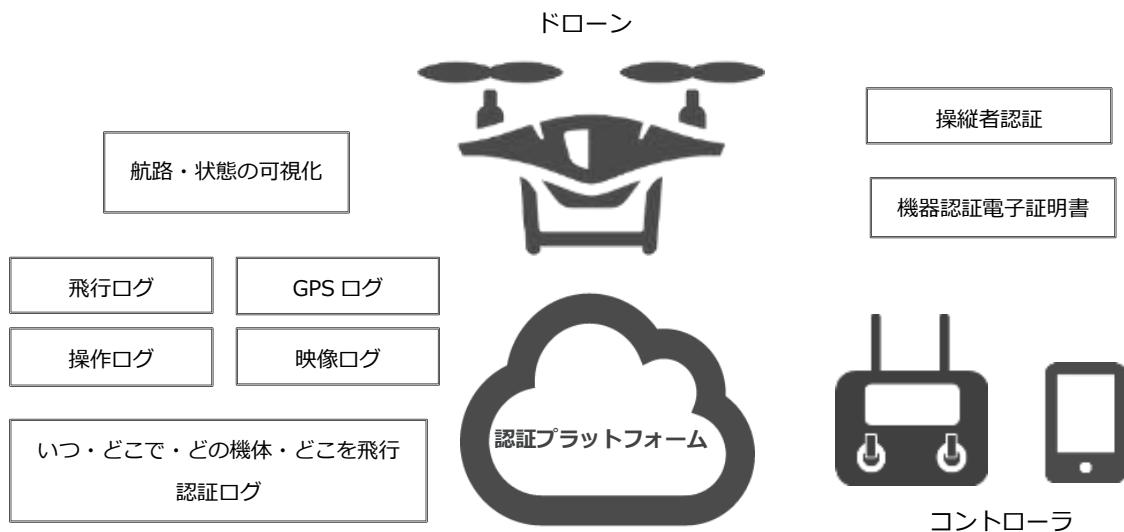


図 14：生体認証によるドローンの飛行認証システム例

5.6. 自動航行におけるドローンの飛行認証システム例

将来的に、産業用ドローンの飛行は人手による操縦ではなく、運航システムと連動した自動航行が中心になる。ドローンが制御信号で自律飛行をするようになると、個々のドローンの機体認証や制御信号の安全な通信が必要になる。目視外を超えて、ソフトウェアの制御によりドローンが自動航行するようになると、新たなセキュリティのリスクも発生する。この課題を解決するための取り組みとして、スマートフォンなどで利用されている通信用の SIM を使用して、4G 通信回線によるリアルタイムでのドローン追跡技術の研究開発も進んでいる。無線測位システム(RPS)と呼ばれる SIM 追尾システムは、レーダーなどで追跡できないドローンでも、最大 50 メートルの精度で機体をリアルタイムでトレースできる。RPS のようなドローン間の追尾システムと SIM や個々のドローンに埋め込まれた証明書などを活用して、自動航行における機体の認証システムも、近い将来は必要になる。

6. データセキュリティ

6.1. データの管理・保管

ドローン本体に搭載したカメラのデータは、SDカード等のメディアに保存される。この保存されたデータのメディアの管理・保管については注意を払う必要がある。特に測量、橋梁・構造物・太陽光パネル検査、リモートセンシングなど業務活用にあたっては、データや保存メディアの管理・保管については注意が必要である。また、クラウドサービスの利用にあたって保存、利用する際は、ID/パスワード以外のセキュアな認証技術を利用し、不正アクセス等の対策が必要である。また、今後LTEや5Gを利用し、直接クラウドサービスにデータを転送することも考えられる。クラウドサービス側でドローン本体を認証するための、仕組みが確立されておらず、認証にあたっては、電子証明書などを使用したセキュアな認証技術の実装が必要である。

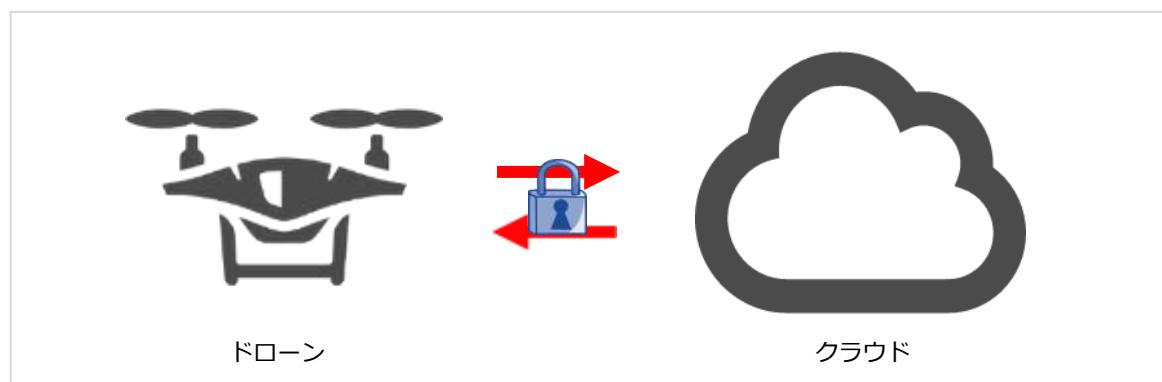


図 15：ドローンのデータの管理例

6.2. 保護の対象となるデータ

データセキュリティの対象となる情報は、ドローンのカメラが撮影した画像や動画などのファイルに加え、ドローンの飛行に関連した位置情報や各種のセンサーが取得する環境情報などになる。また、将来的には飛行中のドローンから温度や湿度、風速などの気象条件や、他のドローンを検知するための信号なども交換されるようになる。さらに、ドローンの飛行管制システムからの指示やテレメトリー情報なども、保護するべきデータの対象となる。

6.2.1. 画像や動画ファイルのデータ保護

ドローンのカメラやセンサーで撮影された画像や動画ファイルは、基本的にはPCなどで読み書きできるデータ形式となっている。そのため、ドローンやカメラ側で何らかのセキュリティ対策が施されていない場合には、SDカードなどに記録されたデータは、誰でも容易に読み取ることができる。ドローンやカメラにファイルの暗号化機能が備えられていない場合には、機体やカメラの盗

難はデータの漏えいに直結する危険がある。こうしたリスクを未然に防ぐ方法として、暗号化機能を備えたSDカード(例、東芝のMamolicaなど)¹⁰をデジタルカメラで利用する対策がある。

6.2.2. PCにコピーしたデータの保護

ドローン本体やSDカードから各種のファイルをPCに転送する場合には、PC側に何らかのデータ保護対策を施しておく必要がある。例えば、WindowsにはBitLockerという記憶デバイスの暗号化機能がある。BitLockerを利用すると、ディスク全体や特定の領域を暗号化して、そこにコピーされたデータはパスワードを入力しなければ利用できなくなる。WindowsやBitLockerが利用できないPCでは、利用しているOSに対応したファイルの暗号化ツールなどを利用して、コピーしたデータを安全に保護する必要がある。例えば、Mac OS Xでは、FileVaultというセキュリティ機能を使って、フォルダを暗号化できる。また、ZIPなどのファイル圧縮ツールでも、パスワードを付けて保存できるので、第三者にファイルを受け渡しする場合には、データの保護に活用できる。

6.2.3. クラウドにアップロードするデータの保護

PCに保存されたデータをクラウドにアップロードする場合には、セキュアな通信プロトコルを利用する必要がある。インターネットでホームページを閲覧する代表的なプロトコルとして、URLがhttp://からはじまるHyper Text Transfer Protocolと、https://からはじまるHypertext Transfer Protocol Secureがある。現在は、多くのサイトが通信内容を暗号化してやり取りするHTTPSを利用している。しかし、中にはHTTPのままでファイルのアップロードに対応するサイトもある。こうしたHTTPのままのサイトの利用は、アップロード時にデータをハッキングされる危険性が高まる。また、HTTPSに対応しているサイトであっても、正規の運用サイトであるかどうか、認証が正しいかどうかを確認して、フィッシング詐欺などに騙されないようにする運用面での配慮も必要になる。

6.2.4. テレメトリーデータの保護

将来的に、飛行中のドローンから各種のデータを収集して通信回線を使いリアルタイムでデータを交換するようになると、通信データを保護する仕組みも必要になる。現在のスマートフォンなどで利用されているLTEネットワークは、無線区間は強固な暗号化により、鍵が盗まれなければデータが漏えいする危険性はない。しかし、基地局の背後の有線ネットワークなどに脆弱性があれば、データが流出する懸念もある。そのため、通信回線の信頼性だけにデータの保護を委ねること

¹⁰ 参考サイト:Mamolica <http://special.nikkeibp.co.jp/atclh/TEC/17/toshiba0828/>

無く、将来的にはドローンから発信されるテレメトリーデータも認証システムと暗号化を用いて、
安全に保護していく取り組みが求められる。

7. リモート ID について

7.1. 米国の Remote ID

米国連邦航空局（FAA）は、2020年12月に米国でドローンの操縦者に2つの規則¹¹を発表した。1つ目は、Remote IDで無人航空機のデジタルナンバープレートのような機能として、機体本体の位置情報を含む識別情報を送信する。2つ目は、人の頭上と夜間の運用に関するものであり、有人地帯の上空や夜間の飛行についての規則である。この規則は、重量250g以下のドローンで対象は何段階かに分かれている。

Remote IDの運用要件に準拠するには、次の3つの方法があります。

1. ドローンとコントロールステーションの識別情報と位置情報をブロードキャストする標準のRemote IDドローンを運用する。
2. Remote IDをブロードキャストするモジュールを使用して運用する。
3. FAAの認識領域でRemote IDなしでドローンを運用する。

7.2. 日本国内の機体登録制度とリモート ID

2020年6月に公布された改正航空法に基づき、無人航空機の機体の登録制度¹²が創設された。これは、所有者の把握、危険性を有する機体を排除するなど無人航空機の飛行の安全性の向上を図るためのものである。2021年11月に公布された政省令などにより、2022年6月20日から無人航空機の登録が義務化となる。本制度の手続きなどの詳細が規定され、2021年12月から事前登録が開始された。リモートID機器を搭載できない機体については、2022年6月19日までに登録すれば、3年後まではリモートID機器を搭載せず飛行することが可能で、未登録の場合は飛行することが出来なくなり、飛行した場合は1年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられる。

¹¹ U.S. Department of Transportation Issues Two Much-Anticipated Drone Rules to Advance Safety and Innovation in the United States

https://www.faa.gov/news/press_releases/news_story.cfm?newsId=25541

¹² 無人航空機の登録制度

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_ua_registration.html

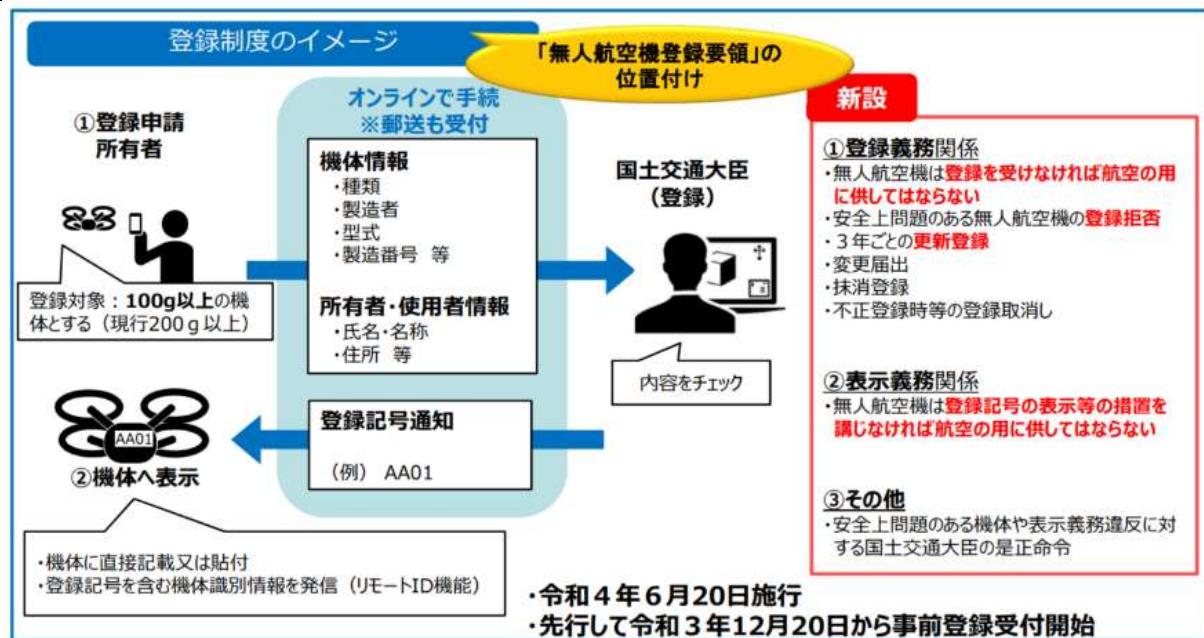


図 16：無人航空機登録制度の概要（出典：国土交通省）

改正航空法により、登録を受けた無人航空機には、無人航空機の登録記号を遠隔から識別するための機能であるリモート ID を備え、作動させなければ飛行してはならないことを義務付けている。

本要件は、航空法規則第 236 条の 6 第 2 号に基づき、登録記号の表示のためのリモート ID 機能の無人航空機への搭載について義務付けしており、無人航空機が搭載するリモート ID 機能または外付けのリモート ID 機器および登録記号その他の必要な情報を入力するためのアプリケーションを開発・製造にあたり製造者が従うべき具体的な要件を定めている。

リモート ID 機器等およびアプリケーションが備えるべき要件¹³を満たすためには、国土交通省が公開する仕様書などを参照してほしい。

- リモート ID 技術規格書
- リモート ID 機器等インターフェース仕様書
- メーカーアプリ アプリケーション・インターフェース仕様書
- 自己検証結果・型式情報等届出書
- リモート ID 公開鍵・アプリ認証コード通知申請書

¹³ リモート ID 機器等およびアプリケーションが備えるべき要件

<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001444589.pdf>

8. ドローン関連サービス、プロトタイプ開発事例

8.1. ドローンプロトタイプ開発事例

8.1.1. 概要

本ガイドラインの「3.1 ドローンにおけるセキュリティ対策の要件」を実現する開発事例として、パナソニックシステムデザイン社がプロトタイプ開発を実施した。このプロトタイプは、図17のような構成のシステムとなっており、スマートフォン(以下では端末と記載)とドローン間でのセキュアな通信を実現するために、以下の機能を実装している。

- 操作者と端末間・機体と端末の認証
- データセキュリティ

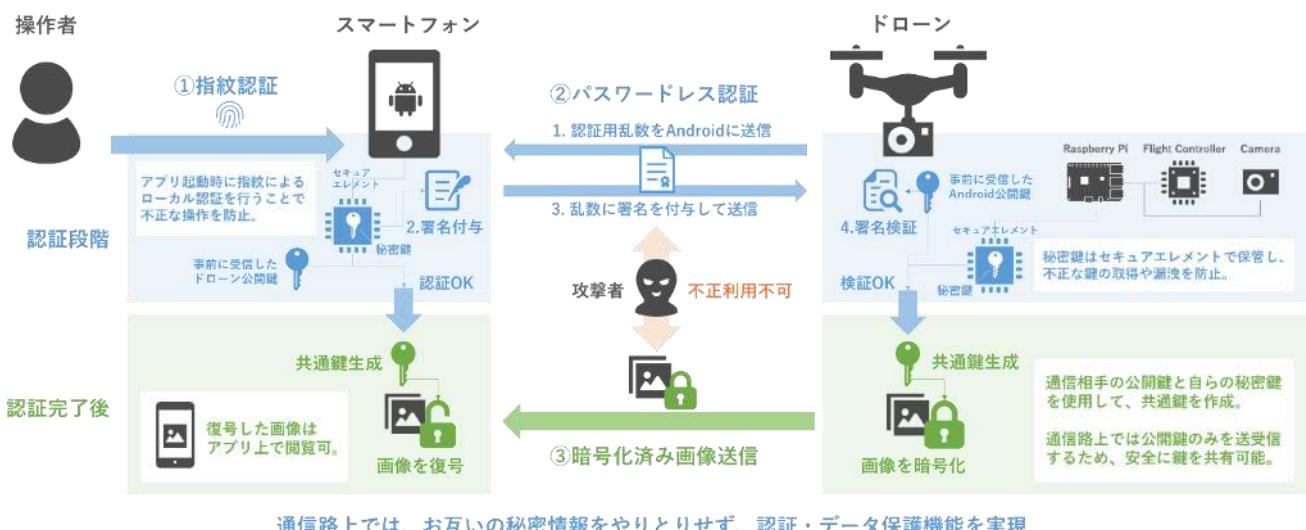


図 17 : プロトタイプ開発事例

8.1.2. 操作者と端末間・機体と端末の認証

本システムではドローンの操作を行う端末と操作者間で「オペレーター認証」として「指紋認証」を行い、操作者が登録されているユーザかを検証し、承認されると端末の使用が可能になる。

そして、「端末認証」として端末とドローン間での通信リクエストにおいて、認証用乱数による「署名検証」を行い、認証が通ればドローンとの通信が可能となる。

今回のこれらの認証機能は3.1.2で説明した機体管理の要件に紐づいている。

8.1.3. データセキュリティ

ドローン側で保持しているデータ(画像データ)は暗号化して保存し、データのやり取りでは暗号化済みデータを操作者側に送り、操作者側で復号を行う。この暗復号の処理を行うことで、ドローン

内のデータの漏えいを防いでいる。

また、暗復号で使用する鍵については、通信相手の公開鍵と自らの秘密鍵を使用した鍵交換を行うことで、共通鍵を生成する ECDH(楕円曲線ディフィー・ヘルマン鍵共有)を使用してドローン側と端末側とで暗復号で使用する共通鍵を生成する。また、プロトタイプ開発では秘密鍵をセキュアエレメントに格納することにより、不正な鍵の取得や漏えいを防止している。

今回のこれらの鍵交換、暗復号の機能は 3.1.3 で説明した情報処理の要件に紐づいている。

8.2. 高可用性ドローン基盤開発事例

8.2.1. 概要

ドローンの社会実装が進み、レベル4の実現が間近にある中、「安全安心」に対する重要性はさらに増している。NEC ソリューションイノベータ社では、ArduPilot をプラットフォームとする国産ドローンを対象に高可用性ドローン基盤の技術研究に取り組んでいる。「安全安心」における“セーフティ”に着目した「フライトコントローラの可用性向上」、「飛行範囲設定の二重化」、「通信の冗長化」、「遺失機の検索」等をテーマとしているが、いずれも“セキュリティ”につながりがある。

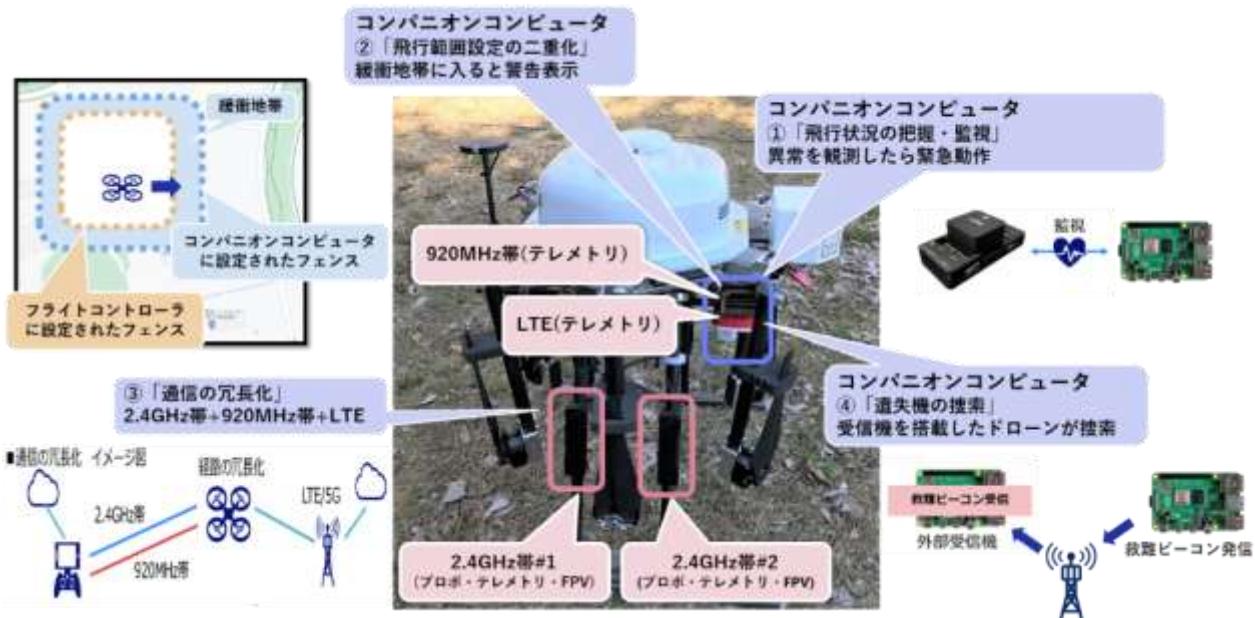


図 18：高可用性ドローン基盤開発事例

8.2.2. フライトコントローラの可用性向上

コンパニオンコンピュータがフライトコントローラを監視し、機体異常を検出した場合、予め設定したアクションを実行する。セキュリティ観点での異常状態を定義することでセキュリティ対策に

応用ができる。

8.2.3. 飛行範囲設定の二重化

フライトコントローラとコンパニオンコンピュータの両方でフェンスを設定して緩衝地帯を設け、緩衝地帯に入ると警告および予め設定したアクションを行う。乗っ取り等によるフライトコントローラのジオフェンス無効化が生じても、もう1枚のフェンスでガードできる。

8.2.4. 通信の冗長化

2.4GHz 帯での通信に、920MHz 帯および LTE での通信を加え、2.4GHz 帯での通信途絶が生じても、他の通信経路を利用して、プロポ・テレメトリ・FPV の通信を維持する。2.4GHz 帯の乗っ取りが生じても、他の通信経路でガードできる。

8.2.5. 遺失機の捜索

発信機を搭載したドローンが墜落・遺失した場合、受信機を搭載したドローンで捜索する（詳細については省略）。遺失したドローンが第三者に発見され、ドローンで撮影した映像や飛行ログ等の記録された SD カード盗難による情報漏えい事故が発生すること防ぐ。

8.3. モビリティの安全な運行管理基盤サービスの実現

8.3.1. 概要

ドローンをはじめ多くのモビリティサービスにおいて、不正アクセスからのデバイス防御は重要課題です。2022 年度から本格化するドローンのレベル 4 運用(有人地域での目視外飛行)では、ドローンがネット接続することから企業における IT 環境に近いセキュリティが求められます。

これらのモビリティデバイスの運行管理において、操作元と操作対象の位置関係、距離関係を元にしたアクセス制御の実現により、ドローン等デバイスを対象としたモビリティサービスの安全な運行機能提供を目指す。

8.3.2. モビリティの安全な運行管理基盤サービス

本サービス（実用化検証中）は、①クラウドサービス、②API サービス提供を想定し、現在実証実験に向けた準備を進めている。位置情報を元にしたアクセス制御の知財（特許第 6267818 号（特開 2018-164222））を基に、①操作対象の規模を問わないクラウドサービスに加え、②既に利用中のドローン運行管理クラウドサービスへの API 連携による付加価値提供を視野に入れている。

本サービスを利用することで、例えばドローンの運行管理を行うアクセス元を限定し、更に対象となるドローンの飛行範囲も限定することができる。万が一、操作対象に組み込まれたソフトウェアに

許容していない外部への通信機能があった場合でも、指定した地理的な範囲外からの操作は制御することが可能となり、例えば国外からの不正アクセスを防止することができる。本サービスは、ラック社の「town/SmartX事業」にも取り組み、多くのデバイスにアクセス制御の機能提供を行う予定です。本サービスの実証実験に参加いただける製品メーカー様も広く募集している。

8.4. セキュアなエッジ AI コンピューティング環境の構築に最適なプラットフォーム

8.4.1. 概要

ドローンの社会実装が進み、様々なデータが取得されるようになっていく。今後、5Gの実用化によるスマートシティの実現など、新たなサービス展開とともにデータ処理の過負荷、リアルタイム処理の制限、ハードウェアアーキテクチャやファームウェアの複雑化、電力制限など、さまざまな課題が発生する。また、長期利用の IoT 機器やミッションクリティカルな自動航行などにおいては、日々進歩するサイバー攻撃に対して、長期間に渡る安全性の確保が必須要件となる。

8.4.2. エッジ AI コンピューティングのメリット

エッジ AI コンピューティングの実現には、データ処理のためのエッジ向け推論エンジンの開発や最適化と、エッジ環境開発の導入・保守・更新が求める。推論エンジンの開発や、パフォーマンスと精度を向上するための最適化においては、データサイエンスと実装技術に跨るマルチスキルエンジニアの確保が必要だ。また、法制度や IEC62443 などの国際標準規格によってデバイス認証やモニタリングが義務化される中、実使用状態での推論精度を監視モニタリングし継続的に推論エンジンを更新することが必要となる。サイバートラスト社は、quadric 社とともにこれらの課題を解決するためのセキュアエッジ AI ソリューションを提供している。

■セキュリティ強化

- ・ 機密情報やプライバシーに関わるデータ処理はエッジ側で行い通信時のデータ漏えいを防止
- ・ プライバシー保護規制、個人データ越境移転規制への動きにも対応可能

■通信コスト削減

- ・ データの送受信量が大幅に減少するためネットワーク負荷を低減し、通信コストを削減

■リアルタイム性向上

- ・ AI での推論やデータ処理をエッジ側で行うため通信の遅延を抑え処理を高速化

8.5. ドローンセキュリティコンサルティングサービス

8.5.1. 概要

レベル4（人口集中地域、目視外飛行）の解禁、上空におけるLTEサービスの開始といった飛行環境の変化やドローンを使ったソリューションが実証実験から社会実装のフェーズに移るなか、ドローンに関するセキュリティ対策が必要となってきた。

ドローン・ジャパンでは、この「ドローンセキュリティガイド」や経済産業省が示す「無人航空機分野 サイバーセキュリティガイドライン」をベースにし、ドローン機体メーカー、ドローンサービス提供者、ドローン活用企業向けに対するドローンセキュリティコンサルティングのサービスを行っている。

8.5.2. サービス提供内容

ドローン・ジャパンが提供する「ドローンセキュリティコンサルティングサービス」では、以下の項目について、業態や業務に応じたコンサルティングを提供している。

- ドローンのセキュリティに関する社内トレーニング
- セキュリティリスクの洗い出し
- セキュリティ対策手法の提示
- セキュリティ対策の優先順位
- セキュリティ対策の実施

9. 業務運用に関する注意点¹⁴

9.1. 無人航空機の点検・整備

9.1.1. 機体の点検・整備の方法

(1) 飛行前の点検

飛行前には、以下の点について機体の点検を実施する。

- ・ 各機器は確実に取り付けられているか（ネジ等の脱落やゆるみ等）
- ・ 発動機やモーターに異音はないか
- ・ 機体（プロペラ、フレーム等）に損傷やゆがみはないか
- ・ 燃料の搭載量またはバッテリーの充電量は十分か
- ・ 通信系統、推進系統、電源系統及び自動制御系統は正常に作動するか

(2) 飛行後の点検

- ・ 機体にゴミ等の付着はないか
- ・ 各機器は確実に取り付けられているか（ネジ等の脱落やゆるみ等）
- ・ 機体（プロペラ、フレーム等）に損傷やゆがみはないか
- ・ 各機器の異常な発熱はないか

(3) 20時間の飛行毎に、以下の事項について無人航空機の点検を実施

- ・ 交換の必要な部品はあるか
- ・ 各機器は確実に取り付けられているか（ネジ等の脱落やゆるみ等）
- ・ 機体（プロペラ、フレーム等）に損傷やゆがみはないか
- ・ 通信系統、推進系統、電源系統及び自動制御系統は正常に作動するか

9.1.2. 点検・整備記録の作成

9.1.1の(3)に定める20時間の飛行毎に無人航空機の点検・検査を行った際には、「無人航空機の点検・整備記録」（様式1）により、点検・整備実施者がその実施記録を作成し、電子データまたは書面により管理する。

¹⁴ 国土交通省航空局標準マニュアル①（令和3年10月1日版）より抜粋

<https://www.mlit.go.jp/common/001218179.pdf>

※注：最新の情報は下記より確認ください。

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000042.html

9.2. 無人航空機を飛行させる者の訓練および遵守事項

9.2.1. 基本的な操縦技量の習得

プロポの操作に慣れるため、以下の内容の操作が容易にできるようになるまで 10 時間以上の操縦練習を実施する。なお、操縦練習の際には、十分な経験を有する者の監督の下に行うものとする。訓練場所は許可等が不要な場所または訓練のために許可等を受けた場所で行う。

項目	内容
離着陸	操縦者から 3 m離れた位置で、3 mの高さまで離陸し、指定の範囲内に着陸すること。 この飛行を 5 回連続して安定して行うこと。
ホバリング	飛行させる者の目線の高さにおいて、一定時間の間、ホバリングにより指定された範囲内（半径 1 mの範囲内）にとどまることができること。
左右方向の移動	指定された離陸地点から、左右方向に 20 m離れた着陸地点に移動し、着陸すること。 この飛行を 5 回連続して安定して行うこと。
前後方向の移動	指定された離陸地点から、前後方向に 20 m離れた着陸地点に移動し、着陸すること。 この飛行を 5 回連続して安定して行うこと。
水平面内の飛行	一定の高さを維持したまま、指定された地点を順番に移動することができること。 この飛行を 5 回連続して安定して行うこと。

9.2.2. 業務を実施するために必要な操縦技量の習得

基礎的な操縦技量を習得した上で、以下の内容の操作が可能となるよう操縦練習を実施する。訓練場所は許可等が不要な場所または訓練のために許可等を受けた場所で行う。

項目	内容
対面飛行	対面飛行により、左右方向の移動、前後方向の移動、水平面内の飛行を円滑に実施できること。
飛行の組合	操縦者から 10 m離れた地点で、水平飛行と上昇・下降を組み合わせて飛行を 5 回連続して安定して行うこと。
8 の字飛行	8 の字飛行を 5 回連続して安定して行うこと。

9.2.3. 操縦技量の維持

9.1.1, 1 で定めた操縦技量を維持するため、定期的に操縦練習を行う。訓練場所は許可等が不要な場所または訓練のために許可等を受けた場所で行う。

9.2.4. 夜間における操縦練習

夜間においても、9.2.2 に掲げる操作が安定して行えるよう、訓練のために許可等を受けた場所または屋内にて練習を行う。

9.2.5. 目視外飛行における操縦練習

目視外飛行においても、9.2.2 に掲げる操作が安定して行えるよう、訓練のために許可等を受けた場所または屋内にて練習を行う。

9.2.6. 物件投下のための操縦練習

物件投下の前後で安定した機体の姿勢制御が行えるよう、また、5回以上の物件投下の実績を積むため、訓練のために許可等を受けた場所または屋内にて練習を行う。

9.2.7. 飛行記録の作成

無人航空機を飛行させた際には、「無人航空機の飛行記録」(様式2)により、その飛行記録を作成し、電子的または書面で記録を管理する。

9.2.8. 無人航空機を飛行させる者が遵守しなければならない事項

- (1) 第三者に対する危害を防止するため、第三者の上空で無人航空機を飛行させない。
- (2) 飛行前に、気象、機体の状況及び飛行経路について、安全に飛行できる状態であることを確認する。また、他の無人航空機の飛行予定の情報（飛行日時、飛行経路、飛行高度）を飛行情報共有システム（<https://www.fiss.mlit.go.jp/>）で確認するとともに、当該システムに飛行予定の情報を入力する。ただし、飛行情報共有システムが停電等で利用できない場合は、国土交通省航空局安全部安全企画課に無人航空機の飛行予定の情報を報告するとともに、自らの飛行予定の情報が当該システムに表示されないことを鑑み、特段の注意をもって飛行経路周辺における他の無人航空機及び航空機の有無等を確認し、安全確保に努める。
- (3) 5 m/s 以上の突風が発生するなど、無人航空機を安全に飛行させることができなくなるような不測の事態が発生した場合には即時に飛行を中止する。

ドローンセキュリティガイド <Drone Security Guide> 第3版

-
- (4) 多数の者が集合する場所の上空を飛行することが判明した場合には即時に飛行を中止する（承認を受けて催し場所の上空を飛行する場合を除く）。
 - (5) アルコールまたは薬物の影響により、無人航空機を正常に飛行させることができない恐れがある間は、飛行させない。
 - (6) 飛行の危険を生じるおそれがある区域の上空での飛行は行わない。
 - (7) 飛行前に、航行中の航空機を確認した場合には、飛行させない。
 - (8) 飛行前に、飛行中の他の無人航空機を確認した場合には、飛行日時、飛行経路、飛行高度等について、他の無人航空機を飛行させる者と調整を行う。
 - (9) 飛行中に、航行中の航空機を確認した場合には、着陸させるなど接近または衝突を回避させる。
 - (10) 飛行中に、飛行中の他の無人航空機を確認した場合には、当該無人航空機との間に安全な間隔を確保して飛行させる。その他衝突のおそれがあると認められる場合は、着陸させるなど接近または衝突を回避させ、飛行日時、飛行経路、飛行高度等について、他の無人航空機を飛行させる者と調整を行う。
 - (11) 不必要な低空飛行、高調音を発する飛行、急降下など、他人に迷惑を及ぼすような飛行を行わない。
 - (12) 物件のつり下げまたは曳航は行わない。
 - (13) 十分な視程が確保できない雲や霧の中では飛行させない。
 - (14) 無人航空機の飛行の安全を確保するため、製造事業者が定める取扱説明書に従い、定期的に機体の点検・整備を行うとともに、点検・整備記録を作成する。
 - (15) 無人航空機を飛行させる際は、次に掲げる飛行に関する事項を記録する。
 - ・ 飛行年月日
 - ・ 無人航空機を飛行させる者の氏名
 - ・ 無人航空機の名称
 - ・ 飛行の概要（飛行目的及び内容）
 - ・ 離陸場所及び離陸時刻
 - ・ 着陸場所及び着陸時刻
 - ・ 飛行時間
 - ・ 無人航空機の飛行の安全に影響のあった事項（ヒヤリ・ハット等）
 - (16) 無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失または航空機との衝突若しくは接近事案が発生した場合には、次に掲げる事項を速やかに、許可等を行った国土交通省航空局安全部運航安全課、地方航空局保安部運用課また

- は空港事務所まで報告する。なお、夜間等の執務時間外における報告については、24時間運用されている航空領域を管轄する空港事務所に電話で連絡を行う。
- ・ 無人航空機の飛行に係る許可等の年月日及び番号
 - ・ 無人航空機を飛行させた者の氏名
 - ・ 事故等の発生した日時及び場所
 - ・ 無人航空機の名称
 - ・ 無人航空機の事故等の概要
 - ・ その他参考となる事項
- (17) 飛行の際には、無人航空機を飛行させる者は許可書または承認書の原本または写しを携行する。

9.3. 安全を確保するために必要な体制

9.3.1. 無人航空機を飛行させる際の基本的な体制

- ・ 場所の確保・周辺状況を十分に確認し、第三者の上空では飛行させない。
- ・ 風速 5 m / s 以上の状態では飛行させない。
- ・ 雨の場合や雨になりそうな場合は飛行させない。
- ・ 十分な視程が確保できない雲や霧の中では飛行させない。
- ・ 飛行させる際には、安全を確保するために必要な人数の補助者を配置し、相互に安全確認を行う体制をとる。
- ・ 補助者は、飛行範囲に第三者が立ち入らないよう注意喚起を行う。
- ・ 補助者は、飛行経路全体を見渡せる位置において、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視し、操縦者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行う。
- ・ 飛行場所付近の人または物件への影響をあらかじめ現地で確認・評価し、補助員の増員等を行う。

※ 9.3.1 に加え、飛行の形態に応じ、9.3.2 から 9.3.9 の各項目に記載される必要な体制を適切に実行すること。

9.3.2. 進入表面等の上空の空域における飛行を行う際の体制

- ・ 無人航空機を飛行させる際には、空港設置管理者等（空港管理事務所またはヘリポート管理事務所（及び管制機関が配置されている場合は、空港事務所（または空港出張所、基地）管制機関））と常に連絡がとれる体制を確保する。なお、予め調整した空港設置管

理者等からの条件についても申請書（様式1）その他参考となる事項に、調整結果として記載する。

- ・ 予め空港事務所と調整した方法により、飛行を予定する日時、飛行高度（上限、下限）、機体数及び機体諸元などを空港事務所の求めに応じ連絡する。なお、必要に応じ、調整した連絡方法について、別添または申請書（様式1）その他参考となる事項に記載する。
- ・ 無人航空機の飛行について、補助者が周囲に周知を行う。

9.3.3. 進入表面及び転移表面の下の空域並びに敷地上空の空域における飛行を行う際の体制

- ・ 無人航空機を飛行させる際には、空港設置管理者（空港事務所または空港管理事務所）と常に連絡がとれる体制を確保する。なお、予め調整した空港設置管理者からの条件についても申請書（様式1）その他参考となる事項に、調整結果として記載する。
- ・ 無人航空機の飛行について、補助者が周囲に周知を行う。
- ・ 飛行場所が人口集中地区にあっては、飛行させる無人航空機について、プロペラガードを装備して飛行させる。装備できない場合は、第三者が飛行経路下に入らないように監視及び注意喚起をする補助者を必ず配置し、万が一第三者が飛行経路下に接近または進入した場合は操縦者に適切に助言を行い、飛行を中止する等適切な安全措置をとる。

9.3.4. 地表または水面から 150m以上の高さの空域における飛行を行う際の体制

- ・ 無人航空機を飛行させる際には、関係機関（空港事務所・航空交通管制部）と常に連絡がとれる体制を確保する。なお、予め調整した空港設置管理者等からの条件についても申請書（様式1）その他参考となる事項に、調整結果として記載する。
- ・ 予め空港事務所と調整した方法により、飛行を予定する日時、飛行高度（上限、下限）、機体数及び機体諸元などを空港事務所の求めに応じ連絡する。なお、必要に応じ、調整した連絡方法について、別添または申請書（様式1）その他参考となる事項に記載する。
- ・ 無人航空機の飛行について、補助者が周囲に周知を行う。

9.3.5. 人または家屋の密集している地域の上空における飛行、地上または水上の人または物件との間に 30mの距離を保てない飛行または催し場所の上空における飛行を行う際の体制

- ・ 飛行させる無人航空機について、プロペラガードを装備して飛行させる。装備できない場合は、第三者が飛行経路下に入らないように監視及び注意喚起をする補助者を必ず配

- 置し、万が一第三者が飛行経路下に接近または進入した場合は操縦者に適切に助言を行い、飛行を中止する等適切な安全措置をとる。
- 無人航空機の飛行について、補助者が周囲に周知を行う。

9.3.6. 催し場所の上空における飛行を行う際の体制

- 飛行させる無人航空機について、プロペラガードを装備して飛行させる。
- 地表等から 150 m未満で飛行させる。
- 飛行速度と風速の和が 7 m/s 以上の状態では飛行させない。
- 無人航空機の飛行について、補助者が周囲に周知を行う。
- 催しの主催者等とあらかじめ調整を行い、以下に示す立入禁止区画を設定し、第三者が当該区画に立ち入らないよう措置する。なお、予め調整した催しの主催者等からの条件についても申請書（様式1）その他参考となる事項に、調整結果として記載する。

飛行の高度	立入禁止区画
20 m未満	飛行範囲の外周から 30 m以内の範囲
20 m以上 50 m未満	飛行範囲の外周から 40 m以内の範囲
50 m以上 100 m未満	飛行範囲の外周から 60 m以内の範囲
100 m以上 150 m未満	飛行範囲の外周から 70 m以内の範囲

9.3.7. 夜間飛行を行う際の体制

- 夜間飛行においては、目視外飛行は実施せず、機体の向きを視認できる灯火が装備された機体を使用し、機体の灯火が容易に認識できる範囲内での飛行に限定する。
- 飛行高度と同じ距離の半径の範囲内に第三者が存在しない状況でのみ飛行を実施する。
- 操縦者は、夜間飛行の訓練を修了した者に限る。
- 補助者についても、飛行させている無人航空機の特性を十分理解させておくこと。
- 夜間の離発着場所において車のヘッドライトや撮影用照明機材等で機体離発着場所に十分な照明を確保する。

9.3.8. 目視外飛行を行う際の体制

- 飛行の前には、飛行ルート下に第三者がいないことを確認し、双眼鏡等を有する補助者のもと、目視外飛行を実施する。
- 操縦者は、目視外飛行の訓練を修了した者に限る。
- 補助者についても、飛行させている無人航空機の特性を十分理解させておくこと。

9.3.9. 危険物の輸送を行う際または物件投下を行う際の体制

- ・ 9.3.1に基づき補助者を適切に配置し飛行させる。
- ・ 危険物の輸送の場合、危険物の取扱いは、関連法令等に基づき安全に行う。
- ・ 物件投下の場合、操縦者は、物件投下の訓練を修了した者に限る。

9.3.10. 非常時の連絡体制

- ・ あらかじめ、飛行の場所を管轄する警察署、消防署等の連絡先を調べ、9.2.8（16）に掲げる事態が発生した際には、必要に応じて直ちに警察署、消防署、その他必要な機関等へ連絡するとともに、以下のとおり許可等を行った国土交通省航空局次世代モビリティ企画室、地方航空局保安部運用課または空港事務所まで報告する。なお、夜間等の執務時間外における報告については、24 時間運用されている最寄りの空港事務所に電話で連絡を行う。

国土交通省航空局次世代航空モビリティ企画室

03-5253-8111 (内線：48675,48687)

東京航空局保安部運用課 03-6685-8005

大阪航空局保安部運用課 06-6949-6609

東京空港事務所 050-3198-2865 (24 時間)

大阪空港事務所 072-455-1330 (執務時間内)

050-3198-2870 (執務時間外)

(様式1) 無人航空機の点検・整備記録

(点検機体名 :)		点検内容		交換部品等
点検日	点検者	点検項目	点検結果	
		機体全般	機器の取付け状態 (ネジ、コネクタ、 ケーブル等)	
		プロペラ	外観	
			損傷	
			ゆがみ	
		フレーム	外観	
			損傷	
			ゆがみ	
		通信系統	機体と操縦装置の 通信品質の健全性	
		推進系統	モーター又は発動機 の健全性	
		電源系統	機体及び操縦装置の 電源の健全性	
		自動制御系統	飛行制御装置の 健全性	
		操縦装置	外観	
			スティックの健全性	
			スイッチの健全性	
(特記事項)				

(様式2) 無人航空機の飛行記録

年月日	飛行させる 者の氏名	飛行概要	飛行させた 無人航空機	離陸場所	離陸 時刻	着陸場所	着陸 時刻	飛行 時間	総飛行時間	飛行の安全に影 響のあった事項

10. まとめ

一般社団法人セキュアドローン協議会は、本セキュリティガイドの策定を通して、信頼できるドローンの安心安全な操作環境とデータ送信環境を確立していくための指標を提言する。

産業用途でドローンが普及していくためには、情報処理においてこれまで配慮されてきた情報セキュリティ対策や、最新の IoT 関連のセキュリティ技術が重要になる。本セキュリティガイドが提唱しているドローンを取り巻くセキュリティは、今後も新たな脅威や危険性が発見されるたびに、更新され考慮しなければならない項目や対策を追加していく予定である。

今後もドローンの飛行性能が向上し、取得できる画像や各種のセンシングデータの精度が向上すればするほど、セキュリティの脅威も増してくる。安全で信頼できる空の産業革命を推進していくためには、ドローンの飛行に対する技術革新に加えて、セキュアにドローンを飛行、運用しデータを活用するためにはセキュリティ対策も、更に重要性を増すことは間違いない。

11. ドローン関連サービス、プロトタイプ開発事例 問い合わせ先

【セキュリティ機能のプロトタイプ開発事例】

お問い合わせ先	パナソニック システムデザイン株式会社 システム技術部
	http://group.connect.panasonic.com/psd/contact.html

【高可用性ドローン基盤開発事例】

お問い合わせ先	NEC ソリューションイノベータ株式会社 プラットフォームサービス事業部
	nes-drone@nes.jp.nec.com

【モビリティの安全な運行管理基盤サービスの実現】

お問い合わせ先	株式会社ラック 新規事業開発部
	nbd-support@lac.co.jp

【セキュアなエッジ AI コンピューティング環境の構築に最適なプラットフォーム】

お問い合わせ先	サイバートラスト株式会社 マーケティング本部 プロダクトマーケティング部
	iot-contact@cybertrust.co.jp

【ドローンセキュリティコンサルティング】

お問い合わせ先	ドローン・ジャパン株式会社
	info@drone-j.com

ドローンセキュリティガイド第3版 執筆者

一般社団法人セキュアドローン協議会 代表理事・会長 春原 久徳
一般社団法人セキュアドローン協議会 事務局長 田上 利博
パナソニック システムデザイン株式会社 広野 徹